

雫石町

保健・福祉ガイドブック

～ 困ったときに役に立つ！ ～



虹の似合うまち 雫石町

令和3年12月

このガイドブックの使い方

このガイドブックは、保健や福祉のことで困ったときに、その分野別にサービスや相談窓口が簡単に探すことが出来るように作っています。ぜひ目に留まるところにおいてご活用ください。

尚、このガイドブックに載っているサービス・制度・窓口などは、令和3年4月1日現在のものです。今後、制度の変更などにより内容が変わる場合がありますので、確認のうえご活用ください。

【保管方法】

基本的な保管方法は自由ですが、困ったときにすぐ取り出せるところに保管しましょう！

ガイドブック左上に紐などを通して穴をあけています。電話帳などと同じように、目に入るところにぶら下げておくと便利です☆

雫石町保健・福祉サービス問い合わせ先

雫石町役場

岩手県岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1

総合福祉課 電話 019-692-6401 FAX019-692-1311

町地域包括支援センター 電話 019-691-1105 FAX019-691-1106

町民課 電話 019-692-6400 FAX019-692-1311

雫石町健康センター

岩手県岩手郡雫石町万田渡 74 番地 1

健康子育て課 電話 019-692-2227 FAX019-692-0308

子ども子育て支援室 電話 019-601-5428 FAX019-692-0308

雫石町社会福祉協議会

岩手県岩手郡雫石町千刈田 82 番地 2（雫石町総合福祉センター内）

電話 019-692-2230 FAX019-691-1140

雫石町保健・福祉ガイドブック目次

	ページ
各種保健・福祉サービス	1

1. 出産・子育て世代の方

○妊娠・出産期

妊娠届および母子健康手帳交付	1
妊婦一般健康診査	1
妊婦歯科検診	1
両親学級「ママパパ学級」	1
ひとにやさしい駐車場利用証制度	2
不妊治療費助成事業	2
妊産婦医療費助成制度	15
生活支援サービス「ちょい助」事業	37

○乳幼児期

出産祝い金	2
新生児聴覚検査	3
産婦健康診査	3
乳児全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」	3
赤ちゃん相談	3
産後ケア事業	4
チャイルドシートの貸出事業	4
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付制度	4
乳幼児健康診査	5
ひとり親家庭子育て応援事業	6
子育て支援ボランティアの会	7
生活支援サービス「ちょい助」事業	37

○保育事業

保育所入所	8
延長保育	10
休日保育	10
障がい児保育	11
一時預かり事業	11
病後児等保育事業	11

○学童期	ページ
雫石町児童館	12
放課後児童クラブ	12
子育て短期支援事業	13
健康センター「つどいの広場」開放事業	14
ひとり親家庭子育て応援事業	6
子育て支援ボランティアの会	7
生活支援サービス「ちょい助」事業	37

○子育て関連助成・手当等

各種医療費助成制度	14
医療費貸付制度	16
定期予防接種費用の公費助成	16
任意予防接種費用の一部助成	16
障害児福祉手当・特別障害者手当・在宅重度障害者家族介護慰労手当	17
未熟児養育医療給付制度	18
児童手当	19
児童扶養手当	19
特別児童扶養手当	19
母子寡婦福祉資金貸付制度	20
JR通勤定期乗車券割引制度	20
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	20

○子育て関連相談窓口

雫石町地域子育て支援センター	21
子育て相談	21
児童家庭相談	21
各種相談機関及び通報ダイヤル等	22

2. はたらく世代の方

○各種検診・助成

各種検診事業	23
特定健康診査（40～74歳の国保加入者対象の健康診査）	23
特定保健指導	24
がん患者医療用補正具購入費助成事業	24
禁煙治療費助成	24

○健康づくり教室	ページ
栄養教室（食生活改善推進員養成講座）	25
健康教室	25
さわやか自主サークルの紹介	25

○健康に関する相談窓口

こころの健康相談	25
こころやからだに関わる心配ごと相談	25

3. 高齢の方や介護が必要な方

○各種制度・窓口

後期高齢者医療制度	26
地域包括支援センター（相談窓口）	26
介護保険制度	27

○健康診査

後期高齢者健康診査（後期高齢者医療保険加入者対象の健康診査）	30
--------------------------------	----

○利用できる各種支援・給付等サービス

介護予防・日常生活支援総合事業	30
イケてるおやじ&マダム学園	31
生き生き貯筋教室	31
通いの場（シルバーリハビリ体操）	32
レインボー健康体操自主グループの紹介	33
介護予防ポイント事業	33
老人日常生活用具給付等事業	34
緊急通報装置貸与事業	34
高齢者等紙おむつ支給事業	34
在宅昼食サービス事業	34
寝具洗濯等サービス事業	35
生活管理指導短期宿泊事業	35
家族介護者リフレッシュ事業	35
家族介護慰労事業	35
オレンジカフェ「のぎく」	36
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業（住宅改修補助事業）	36
軽度生活援助事業	36
生活支援サービス「ちょい助」事業	37

	ページ
訪問理美容サービス事業	37
高齢者外出支援事業	37
おでかけ援助サービス事業	37
盛岡広域シルバーケア SOS ネットワークシステム	38
成年後見制度	38
日常生活自立支援事業（あんしんねっと）	38
金銭管理・財産保全サービス事業	39
一人暮らし高齢者招待会	39
スノーバスターズ・雪ん子見守り隊事業	39
高齢者の予防接種費用の一部助成	39
高齢者等買物弱者支援	40
低所得高齢者等住まい・生活支援事業	40

○団体活動

ふれあいサロンの活動	40
老人クラブの活動	40
シルバー人材センター	40

4. 障がいのある方

○サービス一覧

障害者総合支援法によるサービス	41
-----------------	----

○手帳の交付

身体障害者手帳の交付	44
療育手帳の交付	44
精神障害者保健福祉手帳の交付	45

○年金・給付

障害基礎年金	46
自立支援医療の給付（更生医療）	47
自立支援医療の給付（育成医療）	47
自立支援医療の給付（精神通院）	47
重度心身障害者医療費助成制度	15

○各種事業・助成等	ページ
難病患者の障害福祉サービス利用	48
心身障害者扶養共済制度	48
補装具の交付・修理	48
難聴児補聴器購入助成	49
在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業	49
車いす貸出事業	50
障害児福祉手当・特別障害者手当・在宅重度障害者家族介護慰労手当	17
生活支援サービス「ちょい助」事業	37
おでかけ援助サービス事業	37
 ○減免・割引制度	
自動車税環境性能割（軽自動車税環境性能割）・種別割の減免	50
軽自動車税種別割の減免	50
NHK放送受信料の減免	51
有料道路通行料金の割引	51
 ○その他利用できる制度	
ひとにやさしい駐車場利用証制度	2
成年後見制度	38
日常生活自立支援事業（あんしんねっと）	38
金銭管理・財産保全サービス事業	39
 ○障がいに関する相談窓口・事業所	
雫石町指定相談支援事業所	51
雫石町障がい者虐待防止センター	51
雫石町障害者相談員	52
障がい者の制度利用に関わる相談	52
雫石町精神保健訪問事業	52
町内関係団体の紹介	53
町内関係機関、施設の紹介	54

5. その他の支援・相談

ページ

○災害時支援

災害時避難行動要支援者支援制度	55
-----------------	----

○生活支援・貸付等

国民年金保険料の免除・猶予・特例	55
生活保護制度	55
助け合い資金貸付事業	56
生活福祉資金貸付制度	56

○各種相談

消費生活相談窓口	56
民生委員・児童委員	56
人権擁護委員	57
心配ごと相談所	57
生活困窮者自立支援事業	58

障がい程度別該当制度一覧	60
--------------	----

雫石町保健・医療・福祉マップリスト	62
-------------------	----

（主要施設の多目的トイレ、オストメイトトイレ、人にやさしい駐車場、
障がい者用駐車場、AED 設置場所および各種福祉施設等）

雫石町保健・医療・福祉マップ	65
----------------	----

各種保健・福祉サービス

1. 出産・子育て世代の方

妊娠届および母子健康手帳交付

【健康子育て課 ☎692-2227】

妊娠届出時に母子健康手帳を交付しています。併せて妊婦健康診査受診票を発行します。また、その他妊娠・出産に関係するサービス等の案内を行っています。

対象者	妊 婦
交付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※平日のみ
交付窓口	健康子育て課（雫石町健康センター内）

妊婦一般健康診査

【健康子育て課 ☎692-2227】

医療機関でかかる妊婦一般健康診査の費用を町で負担します。

対象者	雫石町内に住所がある妊婦
回数	妊婦一般健康診査14回分、子宮頸がん検診1回分
その他	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査及び子宮頸がん検診の受診票を交付します。

※岩手県外の医療機関で受診する場合は、事前に健康子育て課にご連絡ください。

妊婦歯科検診

【健康子育て課 ☎692-2227】

妊婦の口腔環境と赤ちゃんの健康を守るため、妊婦の歯科検診を実施しています。

対象者	雫石町内に住所がある妊婦
回数	妊娠14週～28週未満
受診場所	検診委託医療機関
持ち物	母子健康手帳、雫石町妊婦歯科検診票 (治療が必要な場合、保険証、妊産婦医療費受給者証(持っている場合))
その他	母子健康手帳交付時に妊婦歯科検診の受診票を交付します。

両親学級「ママパパ学級」

【健康子育て課 ☎692-2227】

妊娠・出産・育児について学んだり、不安や楽しみを共有する場としてママパパ学級を開催しています。ご夫婦でも、ママだけでも参加可能です。詳細は妊娠届出時等に紹介します。参加には事前の申し込みが必要です。

対象者	妊婦とその夫および家族
-----	-------------

ひとにやさしい駐車場利用証制度

【盛岡広域振興局保健福祉環境部 ☎629-6565】

岩手県では、車いす使用者用駐車施設（駐車区画）の利用対象者を明らかにすることと、「利用証」を交付して利用対象者であることが誰にでもわかるようにすることを目的として「ひとにやさしい駐車場利用証」制度を実施しています。

対 象 者	妊産婦の方、障がいのある方、要介護認定を受けられた方、難病のため特定疾患医療を受けられている方、けが等で歩行困難である旨の医師の診断を受けた方 ※対象の方でも要件があります。詳しくはお問い合わせください
交付申請について	「利用証」は、障がい等があり通常の駐車場の利用に制約のある方に、個別に申し出ていただき発行します。
県内で利用できる施設について	利用証をお持ちの方が優先的に利用できる「指定駐車施設」については、盛岡広域振興局福祉環境部にお問い合わせください。
利用証の全国相互利用について	平成24年4月1日から、同様の制度（パーキングパーミット制度）を実施する府県の間で、利用証の相互利用を開始しました（山形県、福島県ほか30府県）。詳しくはお問い合わせください。

不妊治療費助成事業

【健康子育て課 ☎692-2227】

少子化対策の充実や経済的負担の軽減を目的に、医療保険が適用されない不妊治療を受けたご夫婦に対し、治療費の一部を助成しています。

対象となる治療	①特定不妊治療（体外受精、顕微授精） ②男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術） ③一般不妊治療（不妊症スクリーニング検査、排卵誘発法、精液検査など）	
助成限度額	①特定不妊治療 ③一般不妊治療	10万円
	②男性不妊治療	5万円
申請に必要なもの	・申請書 ・岩手県不妊治療支援事業交付決定通知の写し（特定不妊治療、男性不妊治療のみ） ・領収書 ・法律上の婚姻をしている夫婦であることが証明できる書類 ・夫及び妻の住民票 ・事実婚関係にある夫婦にあっては、両人の戸籍謄本及び両人の住民票、両人の事実婚に関する申立書 ・その他、町長が必要と認めるもの	

出産祝金

【子ども子育て支援室 ☎601-5428】

町内の子どもの祝福とその福祉増進を図ることを目的に、出産祝金を贈呈しています。

対 象 者	雫石町内に1年以上住所を有し、その出産が第3子以上の方
祝 金 額	出産児童1人につき、50,000円及び商品券50,000円分

新生児聴覚検査

【健康子育て課☎692-2227】

出生後まもなく医療機関で行われるお子さんの新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成を行います。

対 象 者	雫石町内に住所がある新生児の保護者
内 容	下記のいずれかの検査が対象 ①自動聴性脳幹反応検査（AABR） ②耳音響反射検査（OAE） ③聴性脳幹反応検査（ABR）
検査時期	生まれた日から1か月以内
回 数	初回検査のみ（1人1回）
助 成 額	上限額 3,000 円 ※医療機関の請求が 3,000 円を超えた額は自己負担になります。
持 ち 物	新生児聴覚検査受診票 ※母子健康手帳交付時に交付します。

※岩手県外の医療機関で受診する場合は、事前に健康子育て課にご連絡ください。

産婦健康診査

【健康子育て課☎692-2227】

医療機関でかかる産婦健康診査の費用の一部助成を行います。

対 象 者	雫石町内に住所がある産婦
回 数	産婦健康診査2回分（産後2週間、産後1か月）
助 成 額	上限額 1回あたり5,000 円 ※医療機関の請求が5,000 円を超えた額は自己負担になります。
そ の 他	母子健康手帳交付時に産婦健康診査の受診票を交付します。

※岩手県外の医療機関で受診する場合は、事前に健康子育て課にご連絡ください。

乳児全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」

【健康子育て課☎692-2227】

赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に保健師や助産師が訪問しています。赤ちゃんの様子を見せていただきながら不安や悩みの相談に応じ、子育てに関する情報提供を行います。

対 象 者	4か月未満のお子さんがいるご家庭
-------	------------------

赤ちゃん相談

【健康子育て課☎692-2227】

お子さんの身体計測をしたり、育児や離乳食のすすめ方に関する相談ができる場です。

対 象 者	1歳までのお子さん
場 所	雫石町保健センター
受付時間	午前9時30分～午前11時 ※月に1回実施。日程は出生届出時の案内および町民カレンダーをご覧ください
持 ち 物	母子健康手帳、おむつ、ミルク等必要なもの

産後ケア事業

【健康子育て課 ☎692-2227】

産後1年未満までに助産師が自宅を訪問し、育児サポート等を行います。利用には、事前に申請が必要です。

対 象 者	※次のいずれにも該当する方 1. 雫石町内に住所があり、産後1年未満のお母さんと赤ちゃん 2. 家族の十分な支援が受けられない方 3. 身体的・心理的不調や育児不安がある方
内 容	・乳房ケア、授乳方法についての相談 ・お母さんの産後の体調についての相談 ・育児についての相談（沐浴、赤ちゃんのお世話の仕方など）
利用回数	1人3回まで
利 用 料	無料

チャイルドシートの貸出事業

【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】

少子化対策として、出産直後の経済的負担の軽減および交通安全対策の啓発を図ることを目的にチャイルドシートの貸出しを行っています。

対 象 者	町内に住所を有する方 (町内へ帰省する親族や来訪者が一時的に使用する場合も貸出可能)		
シートの種類	チャイルドシート		ジュニアシート
貸出期間	長期貸出 1年6ヶ月以内	短期貸出 1ヶ月以内	短期貸出 1ヶ月以内
貸出料金	返却時 1台につき3,000円	返却時 1台につき2,200円	返却時 1台につき1,500円
利用制限	体重：18kg未満 身長：100cm以下		体重：15kg～36kg 身長：135cm以下
必要書類	申請書、運転免許証		

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付制度

【健康子育て課 ☎692-2227】

小児慢性特定疾病の医療受給者証をお持ちの方に、車いすなどの日常生活用具を給付しています。

対 象 者	町内に住所があり、在宅で生活する小児慢性特定疾病の医療受給者証をお持ちの方で、障害者総合支援法による給付を受けられない方。
給付用具	(1) 便器 (2) 特殊マット (3) 特殊便器 (4) 特殊寝台 (5) 特殊尿器 (6) 体位変換器 (7) 入浴補助用具 (8) 車いす (9) 歩行支援用具 (10) 電気式たん吸引器 (11) 頭部保護帽 (12) クールベスト (13) 紫外線カットクリーム (14) ネプライザー (15) パルスオキシメーター (16) ストーマ装具(蓄尿袋) (17) ストーマ装具(蓄便袋) (18) 人工鼻 ※用具には、給付条件があります。
費用負担	利用者世帯の所得に応じて自己負担があります。

乳幼児期にお子さんが受ける健診です。

月 齢	受診場所	通知方法・持参するもの
1 か月児健診	健診委託医療機関	各自医療機関にて受けてください。 持ち物：受診票・母子健康手帳
3～4 か月児健診	雫石町保健センター	個別通知はありませんので、出生届出時の案内や広報、健康センターだより等を見ていらしてください。 持ち物：母子健康手帳、問診票
6～7 か月児健診	健診委託医療機関	各自医療機関にて受けてください。 持ち物：受診票・母子健康手帳
9～10 か月児健診	雫石町保健センター	個別通知はありませんので、出生届出時の案内や広報、健康センターだより等を見ていらしてください。 持ち物：母子健康手帳、問診票
1 歳児健診	雫石町保健センター	個別通知はありませんので、出生届出時の案内や広報、健康センターだより等を見ていらしてください。 持ち物：母子健康手帳、問診票
1 歳 6 か月児健診	雫石町保健センター	個別通知をします。 持ち物：問診票・母子健康手帳・子供用歯ブラシ
2 歳児歯科健診	健診委託医療機関	受診票が届いたら各自医療機関にて受けてください。 持ち物：受診票・母子健康手帳
2 歳 6 か月児相談	雫石町保健センター	個別通知をします。 持ち物：問診票・母子健康手帳・子供用歯ブラシ
3 歳児歯科健診	雫石町保健センター	個別通知をします。 持ち物：問診票・母子健康手帳・子供用歯ブラシ
3 歳児健診	雫石町保健センター	個別通知をします。 持ち物：問診票・母子健康手帳・子供用歯ブラシ・お子様の目、耳に関するアンケート

※太字は、個別に医療機関で受けるものです。

ひとり親家庭において経済面・精神面共に安心して子育てができることを目的に託児の一部支援を実施するものです。

対 象 年 齢	0歳から 12 歳（小学校6年生まで）
利 用 時 間	無料化される時間帯は午前8時から午後8時までの間
利 用 で き る 時 間 数	1カ月につき 48 時間まで。超えた場合は子育てボランティアの会託児料金と同額で有料。
託 児 場 所	雫石町総合福祉センター内「ぼけっと」
そ の 他	・事前に利用登録申請書を提出していただきます ・利用には事前予約が必要です ・食事、おやつ、飲み物等は各自でご用意下さい

【ボランティアによる託児】

利 用 目 的	家族が急用、急病で子どもの面倒を見てくれる人がいないとき、子どもが病気などで幼稚園・保育所に預けられないとき、親自身のリフレッシュ等のため（病院・PTA・習い事など）にご利用頂けます。
対 象 年 齢	0歳から 12 歳（小学校6年生まで）
利 用 料	子ども 1 人につき 100 円／1 時間
託 児 場 所	雫石町総合福祉センター内 ちびっ子ルーム「ぼけっと」
そ の 他	・事前に利用登録申請書を提出して頂きます ・利用には事前予約が必要です ・食事、おやつ、飲み物等は各自でご用意ください ・当日の依頼状況やボランティアの状況で、やむを得ずお断りすることもございます。ご了承ください。 ・予約時間を変更の際は、お早めにご連絡願います。また、連絡なしで変更の場合には予約どおりに料金を頂戴いたします。

【ボランティアによる託児】

子育て中の親御さんが、安心して仕事を続ける、地域活動に参加、また、子どもが地域の人（託児ボランティア等）とふれあい健やかに育つ環境をつくることを目的に行っています。

利 用 目 的		家族が急用、急病で子どもの面倒を見てくれる人がいないとき、子どもが病気などで幼稚園・保育所に預けられないとき、親自身のリフレッシュ等のため（病院・PTA・習い事など）にご利用頂けます。
対 象 年 齢		0歳から12歳（小学校6年生まで）
利 用 料	8時～18時	子ども1人につき 600円／1時間 （兄弟姉妹で預ける場合、2人目より300円／1時間）
	18時～8時	子ども1人につき 700円／1時間 （兄弟姉妹で預ける場合、2人目より350円／1時間）
託 児 場 所		雫石町総合福祉センター内 ちびっ子ルーム『ぽけっと』等
そ の 他		・事前に利用登録申請書を提出して頂きます ・利用には事前予約が必要です ・食事、おやつ、飲み物等は各自でご用意ください ・当日の依頼状況やボランティアの状況で、やむを得ずお断りすることもございます。ご了承ください。 ・予約時間を変更の際は、お早めにご連絡願います。また、連絡なしで変更の場合には予約どおりに料金を頂戴いたします。

【ちびっ子ルーム「ぽけっと」開放事業】

ボランティアによる託児を初めて利用されるお子さんが託児場所に馴染めるように、また、親御さん同士の交流の場として活用して頂けます。

対 象 年 齢	0歳から12歳（小学校6年生まで）のお子さんとその保護者
開 催 日 時	毎月第2土曜日 午前10時～正午
託 児 場 所	雫石町総合福祉センター内 ちびっ子ルーム『ぽけっと』等
そ の 他	・託児ではありませんので、必ず保護者同伴をお願いします ・食事、おやつ、飲み物等は各自でご用意ください ・都合によりお休みをすることがありますので、ご利用される際には、事前にお問い合わせ下さい

保育所は、児童の保護者が働いていたり、病気等のために日中の保育ができない時に保護者によってお子さんを保育する施設です。ただし、保護者に代わって保育ができる方がいる場合は入所できません。入所できる年齢は概ね生後3か月くらいから小学校就学前までです。

入所申込に必要な書類

- ①保育所入所申込書
- ②保育の必要性認定申請書
- ③保育が出来ないことを確認する書類

就 労 証 明 書	会社や公務員、パート等家庭外労働の方
自 営 業 ・ 農 業 従 事 申 告 書	自営業や農業の方
内 職 証 明 書	内職の方
求 職 活 動 専 念 申 立 書	求職中の方
医師の証明書または身障手帳（写し）	病気や障がい者の方
母 子 健 康 手 帳 （ 写 し ）	出産が理由の方
申 立 書	介護の方、上記以外の理由の方

- ④市町村民税所得課税証明書

なお、入所しようとする年の1月2日以降に栗石町に転入した方は、前住所地で発行される所得課税証明書が必要です。

※①、②は入所児童1名につき1枚、③、④は対象となる保護者それぞれについて1枚必要です。

受付期間

随時（4月1日からの入所申込については、前年12月…広報で周知）

※途中入所の場合は入所希望月の前月15日までに申請されたものを20日に審査します。

承諾期限

就労証明書に期限が付いている場合はその期限までとなります。農業で「家畜がいない」「ハウス栽培をしていない」等の場合は11月30日までの期限となります。求職中の場合は2か月間の承諾となります。

※町内の保育所については、〇〇ページをご覧ください。

＜次ページへつづく＞

保育料

保育料徴収金額表のとおり（年齢は年度当初時の年齢となります）

※保育標準時間…保護者の就労時間がいずれもおおむね1日あたり6時間以上

保 育 短 時 間…保護者いずれかの就労時間がおおむね1日あたり6時間未満（求職活動を含む）

○保育料徴収金額表

世帯の階層区分			1人当たりの保育料の月額（円）					
階層	定 義		3歳未満児		3 歳 児		4歳以上児	
			保 育 標準時間	保 育 短 時 間	保 育 標準時間	保 育 短 時 間	保 育 標準時間	保 育 短 時 間
A	生 活 保 護 世 帯		0	0	0 円			
B	町 民 税 非 課 税 世 帯		0	0				
C	町民税均等割のみの世帯		5,000	4,900				
D1	町民税の所得割課税額が右の区分に該当する世帯	48,600円未満	6,500	6,300				
D2		48,600円以上 54,600円未満	10,000	9,800				
D3		54,600円以上 57,700円未満	12,500	12,200				
D4		57,700円以上 60,500円未満	12,500	12,200				
D5		60,500円以上 77,101円未満	14,000	13,700				
D6		77,101円以上 78,600円未満	14,000	13,700				
D7		78,600円以上 97,000円未満	20,500	20,100				
D8		97,000円以上 115,000円未満	24,500	24,000				
D9		115,000円以上 169,000円未満	28,000	27,500				
D10		169,000円以上 211,200円未満	30,000	29,400				
D11		211,200円以上 241,000円未満	32,000	31,400				
D12		241,000円以上 268,000円未満	34,000	33,400				
D13		268,000円以上 301,000円未満	36,000	35,300				
D14		301,000円以上 397,000円未満	38,000	37,300				
D15		397,000円以上	43,000	42,200				

＜次ページへつづく＞

1. ひとり親及び障がい者等のいる世帯で、かつ階層区分が B、C、D1～D5 に該当する世帯の保育料の月額額は以下のとおりとなります。

階 層 区 分	第 1 子		第2子以降
	3歳未満児	3歳児及び4歳以上児	
B	0円	0円	0円
C、D1～D5	2,000円	0円	0円

2. 1. に該当しない世帯で、児童が2人以上かつ階層区分が B、C、D1～D3 に該当する世帯の保育料の月額額は以下のとおりとなります。

階 層 区 分	第 1 子	第 2 子	第3子以降
B	P6の表の額	0円	0円
C、D1～D3	P6の表の額	P6の表の額の2分の1	0円

延長保育 【子ども子育て支援室 ☎601-5428】

保護者の就労時間等の理由により、保育時間の延長ができます。

対 象 者	実施している保育所に入所している児童
実 施 保 育 所	七ツ森保育園、御所保育園、西山保育園、雫石保育園 ※保育短時間の世帯は、午前7時15分～午前8時及び午後4時～午後7時15分の時間帯が延長保育となります
延 長 時 間	午後6時15分～午後7時15分
延 長 保 育 料	保育所へお問い合わせください。
申 し 込 み 先	利用している保育所に直接申し込んでください。

休日保育 【子ども子育て支援室 ☎601-5428】

保護者の就労等や傷病・看護・冠婚葬祭等の理由で、休日に保育が出来ない場合申請により利用できます。

対 象 者	町内の保育所（へき地保育所を除く）および雫石町からの委託により町外の保育所を利用している児童	
実 施 保 育 所	七ツ森保育園	
実 施 日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日までの日	
保 育 時 間	午前7時15分～午後6時15分	
利 用 料 (日額)	3歳未満児	2,200円
	3歳児	1,500円
	4歳以上児	1,300円
申 し 込 み 先	入所している保育所（町外保育所入所者は子ども子育て支援室）に申し込んでください。	

障がい児保育**【子ども子育て支援室 ☎601-5428】**

一定の要件を満たす障がい児の保育を行います。保育内容は他の入所児童と同様ですが、障がい児の特性に応じた保育をしています。

対 象 者	特別児童扶養手当の支給対象児童または、心身に中程度の障害を有すると岩手県福祉総合相談センターで判定を受けた児童で、保育所における集団保育に対応できる児童
実施保育所	町内全ての保育所
申し込み先	子ども子育て支援室

一時預かり事業**【子ども子育て支援室 ☎601-5428】**

保護者の就労等や傷病・看護・冠婚葬祭等の理由で、緊急または一時的に保育が出来ない児童の一時預かりを行っています。

実 施 保 育 所	へき地保育所以外の町内全ての保育所	
保 育 時 間	午前7時 15 分～午後6時 15 分	
利 用 料 (日額)	3 歳未満児	2,200 円
	3 歳 児	1,500 円
	4 歳以上児	1,300 円
	※西山保育園・雫石保育園の利用料は、直接施設にお問い合わせください	
申 し 込 み 先	利用したい保育所に直接申し込んでください	

病後児等保育事業**【子ども子育て支援室 ☎601-5428】**

病気の回復期等にあることから、集団保育が困難であり、保護者の仕事の都合や傷病・事故・出産・冠婚葬祭等の理由で、家庭で保育が出来ない場合で、医療機関の診察を受け、病後児等保育の利用を認めた場合に申請により利用できます。

対 象 者	概ね2か月から小学校3年生までの児童（町外の児童については、町内の保育所を利用している児童のみ）	
実施保育所	七ツ森保育園	
保 育 時 間	午前7時 15 分～午後6時 15 分	
利 用 料 (日 額)	0 円	
申 し 込 み 方 法	事前に電話で空き状況を確認の上予約をして、かかりつけ医からの連絡票を添付して申込書を提出して下さい	
申し込み先	七ツ森保育園に直接申し込んでください。	
問い合わせ先	子ども子育て支援室 601-5428 七ツ森保育園 692-0572	

子どもに健全な遊び場を与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置されています。

対 象 者	主に小学生の活動の場ですが、保護者同伴の幼児から高校生まで	
開 館 日 時	平 日	午後 1 時～午後 6 時
	土 日 祝	午前 9 時～午後 6 時
	学校の長期休業中	午前 10 時～午後 5 時（平日・土日祝ともに）
活 動 内 容	主に小学生を対象としたクラブ、行事等 ※詳しくは毎月発行されている「児童館だより」を参照してください。	
利 用 料	無料ですが利用者登録が必要です	

放課後児童クラブ

就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後児童クラブを開設しています。

対 象 者	保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校 1 年生から 6 年生（おおむね 1 年生～3 年生対象）	
開設日時	月曜日～金曜日	午後 1 時～午後 7 時
	土曜日および長期休業期間中	午前 8 時～午後 7 時
利 用 料	常 時 利 用	月 5,500 円（2 人目から 2,700 円） ※町民税非課税世帯は月 2,700 円（2 人目から無料）
	不 定 期 利 用	平日 1 回 300 円、学校休校日 700 円（日・祝除く）
	長 期 休 業	1 期間 7,000 円（2 人目から 3,500 円） ※町民税非課税世帯は 1 期間 3,500 円（2 人目から無料）
申 し 込 み 先	希望する放課後児童クラブに直接申し込んでください。	

●町内の放課後児童クラブ一覧

ク ラ ブ 名 (通 称)	設 置 場 所	電 話 番 号
雫石放課後児童クラブ (わくわくクラブ)	雫 石 小 学 校	080-1836-9992
御明神放課後児童クラブ (オレンジクラブ)	御 明 神 小 学 校	090-1493-6345
七ツ森放課後児童クラブ (もりもりクラブ)	七 ツ 森 小 学 校	090-5848-7534
御所放課後児童クラブ (わんぱくクラブ)	御 所 小 学 校	080-1833-0813
西山放課後児童クラブ (なかよしクラブ)	西 山 小 学 校	080-1834-5645

保護者の疾病や仕事その他の理由により、一時的に家庭での養育が困難になった児童を、児童養護施設等で一定の期間、養育・保護する事業です。

【実施施設】

- ・児童養護施設和光学園 盛岡市青山一丁目 25 番 2 号
- ・日 赤 岩 手 乳 児 院 盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 1
- ・善 友 乳 児 院 盛岡市北山一丁目 13 番 24 号
- ・みちのくみどり学園 盛岡市上田字松屋敷 11 番地 14

【利用料】

世帯の課税状況により下記の費用がかかります。

利用内容		利用者負担額（1日あたり）	
ショートステイ （利用期間：7日以内）	2 歳 未 満 児 ・ 慢 性 疾 患 児	生 活 保 護 世 帯	0 円
		町民税非課税世帯	1,100 円
		一 般 世 帯	5,350 円
	2 歳 以 上 児 （慢性疾患児を除く）	生 活 保 護 世 帯	0 円
		町民税非課税世帯	1,000 円
		一 般 世 帯	2,750 円
トワイライトステイ （利用期間：1カ月以内）	平 日 の 夜 間	生 活 保 護 世 帯	0 円
		町民税非課税世帯	300 円
		一 般 世 帯	750 円
	休 日	生 活 保 護 世 帯	0 円
		町民税非課税世帯	350 円
		一 般 世 帯	1,350 円
	宿 泊 分	生 活 保 護 世 帯	0 円
		町民税非課税世帯	300 円
		一 般 世 帯	750 円

親子が自由に遊びながら情報交換や交流する場として「つどいの広場」（雫石町健康センター内）を開放しています。おもちゃや絵本を用意していますので、どうぞお気軽にご利用ください。

対 象 者	どなたでも
開 放 日	毎週月・水・金曜日 （ただし、「祝日」及び「12月29日～1月3日」を除きます） 都合によりお休みになることがありますので、健康子育て課までお問い合わせください。
時 間	午前10時～午後4時 （ただし、水曜日の午後1時以降は、他事業が予定されている日がありますので、お休みになる場合があります）
場 所	雫石町健康センター つどいの広場
利 用 料	無 料
そ の 他	子育て支援員がお手伝いしますので、小さなお子様連れでも安心して利用していただけます。 都合により時間や会場が変更になる場合がありますので、健康子育て課までお問い合わせください。

各種医療費助成制度

【町民課給付・医療係 ☎692-6479】

町では、一定の要件を満たす方を対象に医療費の助成を行っています。この制度は、医療機関窓口で支払った医療費の自己負担分の一部について、診療月の約2ヶ月後に給付が受けられるものです。未就学児から中学生までと妊産婦は、受給者証を提示することにより現物給付※となります。

注：健康保険の適用外のもの（入院の際の部屋代など）は、助成の対象になりません。

※現物給付

医療機関受診時に窓口で現物給付用の受給者証と保険証を提示すると、一定の自己負担額で診療が受けられる制度です。

【種類と要件（助成の範囲）】

① 子ども

対象者※	出生から小学生までの方
内 容	医療費（一部負担金）の全額を助成 ⇒ 医療費無料化

② 安心子育て（申請書の色：グレー）

対象者	高校生（18歳に達する年度末まで）、中学生及び上記「子ども」事業の対象外の出生から小学生までの方	
内 容	医療費（一部負担金）の全額を助成 ⇒ 医療費無料化	
	未就学児～中学生	医療費（一部負担金）の医療機関での窓口負担なし
	高校生	医療機関で支払った医療費（一部負担金）を給付する

＜次ページへつづく＞

③ 重度心身障害者（申請書の色：白）

対象者※	・身体障害者手帳 1 級および 2 級の方 ・障害年金 1 級の方 ・特別児童扶養手当 1 級の方 ・療育手帳 A 判定の方
内 容	医療機関で支払った医療費（一部負担金）のうち、 ≪町 民 税 非 課 税≫…全額を助成 ≪町 民 税 課 税≫…1 医療機関につき入院 5,000 円/月、外来 1,500 円/月を引いた額を給付。 ※ただし、18 歳までの子どもについては全額を助成。未就学児から中学生は支給方法が現物給付のため、医療費（一部負担金）の医療機関での窓口負担なし ⇒ 医療費無料化

④ 妊産婦（申請書は不要）

対象者	妊娠 5 ヶ月目から出産の翌月までの方
内 容	医療機関で支払う医療費（一部負担金）は、自己負担額まで ≪町 民 税 非 課 税≫…負担額なし ≪町 民 税 課 税≫…1 医療機関につき入院 5,000 円/月、外来 1,500 円/月まで。

⑤ ひとり親家庭（申請書の色：青）

対象者※	・配偶者のいない女子および男子と扶養されている 18 歳に達する年度末までの児童 ・父母のいない児童
内 容	医療機関で支払った医療費（一部負担金）のうち、 ≪町 民 税 非 課 税≫…全額を助成 ≪町 民 税 課 税≫…1 医療機関につき入院 5,000 円/月、外来 1,500 円/月を引いた額を給付 ※ただし、18 歳までの子どもについては全額を助成。未就学児から中学生は支給方法が現物給付のため、医療費（一部負担金）の医療機関での窓口負担なし ⇒ 医療費無料化

※所得により制限がかかるもの

「①子ども」、「③重度心身障害者」「⑤ひとり親家庭」は、保護者や受給者等の所得により対象とならない場合があります。

【手続きに必要なもの】

母子健康手帳（妊産婦のみ）、健康保険証、預金通帳等の口座番号がわかるもの

※本人以外が手続きを行う場合は、印かんが必要です。

※転入した場合は、町民税・県民税所得課税証明書（課税額・扶養人数・控除額が記載されたもの）などが必要です。

【医療費受給者証・給付申請書の使い方】

医療費受給者証は、健康保険証と一緒に医療機関の窓口に提示してください。また、給付申請書は 1 つの医療機関ごとに月 1 枚提出してください（病院と薬局が分かれている場合は、それぞれに 1 枚提出となります）。未就学児から中学生及び妊産婦は、受給者証を提示することにより窓口負担額が計算されます。

＜次ページへつづく＞

【給付申請書を医療機関に提出できなかった場合や県外の医療機関を受診した場合】

受診された際の領収書と受給者証をお持ちの上、町民課窓口において申請すると給付となります。給付の申請の際には、領収書を医療機関・月別に分けて提出してください（医療点数が不明な場合などは、医療機関からの証明が必要な場合があります）。

【手続きが必要な事項】

- ・受給者がお亡くなり、若しくは転出等の理由により資格がなくなったとき
- ・障害年金の等級など障がい程度に変更があったとき
- ・住所、氏名または健康保険証が変更になったとき
- ・振込先が変更になった、変更したいとき

以上の場合、受給者証と必要に応じて健康保険証・通帳・身体障害者手帳など変更がわかる書類をお持ちの上、町民課窓口において手続きをお願いします。

手続きが遅れた場合は、給付金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

医療費貸付制度

【町民課給付・医療係 ☎692-6479】

医療費受給者証をお持ちの方を対象に、入院時食事療養標準負担額、生活療養費標準負担額および保険診療外を除く一部負担金について、無利子で貸し付けを行う制度です。詳しくはお問い合わせください。

定期予防接種費用の公費助成

【健康子育て課 ☎692-2227】

町では、定期予防接種※（ロタ、BCG、4種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻疹・風疹、日本脳炎、2種混合、ポリオ、子宮頸がん、B型肝炎）費用の公費助成をしています。町が委託する医療機関で個別に接種を受けることが出来ますが、生年月日等によって受けられる予防接種が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。また、予防接種に関する相談（定期予防接種・任意予防接種等）も随時受け付けていますのでお気軽にご相談ください。 ※法改正等により、予防接種の種類が変わる場合があります。

任意予防接種費用の一部助成

【健康子育て課 ☎692-2227】

町では、任意予防接種（インフルエンザ、おたふくかぜ）の一部助成をしています。

●インフルエンザ

対 象 者	生後6か月から中学3年生、妊婦		
助 成 回 数	生 後 6 ヶ 月 から 小 学 6 年 生	1人2回（1回につき、2,000円）	
	中学1年生から中学3年生、妊婦	1人1回（2,000円）	
実 施 期 間	10月～翌年1月		

●おたふくかぜ

対 象 者	1歳から2歳未満		
助 成 回 数	接種料金の半額（1円未満切り捨て、上限 4,000円） 一人につき、1回限り		
実 施 期 間	通年		

障害児福祉手当・特別障害者手当・在宅重度障害者家族介護慰労手当

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする方などに手当を支給しています。

●障害児福祉手当

対 象 者	20 歳未満で身体障害者手帳 1 ～ 2 級程度、または、療育手帳 A 程度の状態にある児童の方。
申請方法	申請書に医師の診断書（所定の様式のもの）、申請者の戸籍謄本または抄本、世帯全員の住民票の写し、所得状況のわかる書類（所得証明書等）を添えて申請してください。
支 給 額	月額 14,880 円（令和 2 年 4 月改定）
支給制限	○施設に入所している場合 ○障害を支給利用とする公的年金を受けられている場合 ○扶養義務者などの所得が限度額を超えている場合

●特別障害者手当

対 象 者	20 歳以上で身体障害者手帳 1 ～ 2 級程度の障害が 2 つ以上重複する状態にある方または療育手帳 A 程度の障害が 2 つ以上重複する状態にある方で、所定の診断書の提出により判定します（身体と知的障害の重複も含む）。
申請方法	申請書に医師の診断書（所定の様式のもの）、申請者の戸籍謄本または抄本、世帯全員の住民票の写し、所得状況のわかる書類（所得証明書等）を添えて申請してください。
支 給 額	月額 27,350 円（令和 2 年 4 月改定）
支給制限	○施設に入所している場合や、病院・診療所に継続して 3 ヶ月以上入院している場合 ○受給者本人などの所得が限度額を超えている場合

●在宅重度障害者家族介護慰労手当

対 象 者	特別障害者手当の対象者を在宅で介護している方または同程度の障がい者の方を介護している方（介護保険対象者を除く）。
申請方法	総合福祉課にお問い合わせください。
支 給 額	月額 5,000 円
支給制限	○介護者等に前年分の所得税が課税されている場合 ○対象の重度障害者が支給対象月の前 1 年間に下記の福祉サービスを利用した場合 <対象福祉サービス> ・ 障害者総合支援法に規定するサービス ・ 介護保険法に規定するサービス ・ 訪問入浴サービス ・ 地域活動センターや社会復帰施設への通所など

身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を給付する制度です。

対 象 者	①満 1 歳未満の未熟児であること ②当該未熟児が栗石町内に住所を有すること 上記①および②の条件を満たし、かつ③の症状を有し、医師が入院による養育が必要と認めたもの。 ③対象となる症状 ・ 出生時体重が 2,000 グラム以下のもの ・ 生活力が特に薄弱であって、下記に掲げるいずれかの症状を示すもの <table border="1"> <tr> <td>一 般 状 態</td><td> ・ 運動不安、けいれんがあるもの ・ 運動が異常に少ないもの </td></tr> <tr> <td>体 温</td><td> ・ 摂氏 34 度以下のもの </td></tr> <tr> <td>呼 吸 器 ・ 循 環 器 系</td><td> ・ 強度のチアノーゼが持続するもの ・ チアノーゼ発作を繰り返すもの ・ 呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向にあるもの ・ 呼吸数が毎分 30 以下のもの ・ 出血傾向の強いもの </td></tr> <tr> <td>消 化 器 系</td><td> ・ 生後 24 時間以上排便のないもの ・ 生後 48 時間以上おう吐が持続するもの ・ 血性吐物、血性便のあるもの </td></tr> <tr> <td>黄 疸</td><td> ・ 生後数時間以内に出現 ・ 異常に強い黄疸のあるもの </td></tr> </table>	一 般 状 態	・ 運動不安、けいれんがあるもの ・ 運動が異常に少ないもの	体 温	・ 摂氏 34 度以下のもの	呼 吸 器 ・ 循 環 器 系	・ 強度のチアノーゼが持続するもの ・ チアノーゼ発作を繰り返すもの ・ 呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向にあるもの ・ 呼吸数が毎分 30 以下のもの ・ 出血傾向の強いもの	消 化 器 系	・ 生後 24 時間以上排便のないもの ・ 生後 48 時間以上おう吐が持続するもの ・ 血性吐物、血性便のあるもの	黄 疸	・ 生後数時間以内に出現 ・ 異常に強い黄疸のあるもの
一 般 状 態	・ 運動不安、けいれんがあるもの ・ 運動が異常に少ないもの										
体 温	・ 摂氏 34 度以下のもの										
呼 吸 器 ・ 循 環 器 系	・ 強度のチアノーゼが持続するもの ・ チアノーゼ発作を繰り返すもの ・ 呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向にあるもの ・ 呼吸数が毎分 30 以下のもの ・ 出血傾向の強いもの										
消 化 器 系	・ 生後 24 時間以上排便のないもの ・ 生後 48 時間以上おう吐が持続するもの ・ 血性吐物、血性便のあるもの										
黄 疸	・ 生後数時間以内に出現 ・ 異常に強い黄疸のあるもの										
申 請 に 必要なもの	①養育医療給付申請書 ②養育医療意見書 ※申請者が医療機関に依頼し作成してもらってください。 ③世帯調書 ④所得税額を証明する書類等（世帯全員分）※18 歳未満で未就業者は不要 ⑤子どもの保険証（加入予定の保護者の保険証）の写し										
そ の 他	世帯の所得税額に応じて、治療費の一部は自己負担になります。自己負担金については、入院した月の 2～3 ヶ月後にご自宅に郵送される「納入通知書」での支払いになります。指定養育医療機関では負担金を徴収しませんのでご注意ください。なお、納入された自己負担金の一部は、乳幼児医療費給付制度で申請により還付される場合があります。										

児童手当

【子ども子育て支援室 ☎601-5428】

児童を養育する家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、手当を支給しています。

対 象 者		中学校修了前の児童を養育している方	
へ 支 一 人 あ た 給 り 月 額 ～ 額	0 ～ 3 歳 未 満	15,000 円	(一律)
	3歳～小学校修了前	10,000 円	(第3子以降は 15,000 円)
	中 学 生	10,000 円	
	○ただし、手当てを受け取る方の所得が一定額以上の場合には、特例給付または支給対象外となります。 ○第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育しているお子さんのうち、3番目以降をいいます。		
支 払 時 期		6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)	

児童扶養手当

【子ども子育て支援室 ☎601-5428】

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給しています。

対 象 者		父親または母親のいないひとり親家庭の児童や、一定の障がいがある父親または母親を持つ 18 歳未満の児童を養育している父または母、父母に代わってその児童を養育している方	
手 当 月 額	児 童 1 人	43,160 円	※所得により、手当の一部または全部が支給停止になることもあります
	児 童 2 人 目 の 加 算	10,190 円	
	児童 3 人目以 降 の 加 算	1 人につき 6,110 円	
支 払 時 期		1、3、5、7、9、11 月（それぞれの前月分までが支給されます）	

特別児童扶養手当

【子ども子育て支援室 ☎601-5428】

精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図るため、手当を支給しています。

対 象 者		精神や身体に障がいのある20歳未満の児童の父、若しくは母、または父母に代わって児童を養育している方	
手 当 月 額	1 級	52,500 円	身体障がい者手帳1～2級程度の重度の障がい児やこれと同程度(療育手帳「A」程度)の精神に障がいのある児童
	2 級	34,970 円	身体障がい者手帳3～4級程度の中度の障がい児やこれと同程度(療育手帳「B」程度)の精神に障がいのある児童
支 払 時 期		4、8、12月(それぞれの前月分までが支給されます)	

母子寡婦福祉資金貸付制度**【子ども子育て支援室 ☎601-5428】**

児童を扶養している配偶者のいない女子および寡婦に対し、その経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、併せてその女子が扶養している児童の福祉を増進するための資金を貸し付ける制度です。

対 象 者	(1) 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 (2) 20 歳未満の父母のない児童 (3) かつて母子家庭の母であった方（現在児童が 20 歳以上になっている方） (4) 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、現に児童を扶養していない方 【所得による貸付の制限】 40 歳以上の配偶者のない女子および現に扶養する子等のない寡婦の場合、前年度の所得金額が 203 万 6 千円を超えるときは、原則として貸付は受けられません。
保 証 人	独立して生計を営み、同じ広域振興局管内に住む方
貸付金の種類等	貸付金の種類、貸付限度額等お問い合わせください。
貸付申請手続き	母子寡婦福祉資金貸付申請書に、戸籍謄本等必要な書類（貸付金の種類によって必要な書類が異なりますので詳しくはお問い合わせください）を添えて総合福祉課に申請します。

J R 通勤定期乗車券割引制度**【子ども子育て支援室 ☎601-5428】**

児童扶養手当の支給を受けている世帯の負担軽減を図るため、J R 通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引（3 割程度）が受けられる制度です。

対 象 者	児童扶養手当受給者の方または、その方と同一世帯員の方で、通勤のために定期券を必要とする方が対象となります。ただし、特定者資格者証を交付された方に限ります。
-------	---

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度**【町民課 ☎692-6478】**

国民年金第 1 号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

※出産とは妊娠 85 日（4 カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

対 象 者	国民年金第 1 号被保険者
免 除 期 間	出産予定日または出産日が属する月の前から 4 カ月間 ※多胎妊娠の場合は 6 カ月間
申請に必要なもの	母子手帳

雫石町地域子育て支援センター（七ツ森保育園内 ☎692-0722）

【子ども子育て支援室☎601-5428】

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、特別保育事業等実施および地域の保育資源の情報提供等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする雫石町地域子育て支援センターを開設しています。

開 館 日 時	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時
活 動 内 容	施設開放、育児講座、各種ひろば、子育て相談等 ※詳しくは毎月発行されている「子育て通信」を参照してください。
利 用 料	無 料

子育て相談

【健康子育て課☎692-2227】

保健師等により、子育てに関する様々なお悩み相談（発達障害および療育に関する相談も含む）を受け付けています。お気軽にご相談ください。

対 象 者	子育てに関する様々なお悩みをお持ちの方
日 時	午前8時30分～午後5時15分 ※平日のみ
場 所	健康子育て課（雫石町健康センター内）

児童家庭相談

【子ども子育て支援室☎692-2412】

18歳未満の児童に関するあらゆる相談および虐待について、相談・通告先として町が対応しています。

受付日	連絡方法
月 曜 日 ～ 金 曜 日	電話：692-2412 面談：子ども子育て支援室（健康センター内）
土・日・祝日、夜間	電話：692-2111（電話のみ） 役場（当直・宿直）から担当へ連絡します。
年 末 年 始	子ども子育て支援室の相談窓口はお休みとなります。 ※緊急の場合は、岩手県福祉総合相談センター629-9604 または、児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）へ連絡してください。

各種相談機関及び通報ダイヤル等

児童虐待の通告 児童に関する相談 女性に関する相談 身体・知的障がいに関する相談 心の健康に関する相談	岩手県福祉総合相談センター (代) ☎ 629-9600	☎ 629-9604 ☎ 629-9608 ☎ 629-9610 ☎ 629-9613 ☎ 629-9617
虐待では？と思ったら！	児童相談所全国共通ダイヤル	☎ 189 (いちはやく)
18歳未満の児童に関する相談	雫石町健康子育て課子ども子育て支援室（健康センター内） 児童家庭相談窓口 ※詳細は上の「児童家庭相談」を参照ください	☎ 692-2412
配偶者暴力に関する相談 ストーカー・DV相談窓口 （身の危険を感じたら迷わず警察へ）	配偶者暴力相談支援センター ・岩手県男女共同参画センター ・岩手県福祉総合相談センター （平日） （夜間休日） ・盛岡広域振興局保健福祉環境部 ・もりおか女性センター ・岩手県警察本部生活安全企画課 子ども女性安全対策室 DVホットライン	☎ 606-1762 ☎ 629-9610 ☎ 652-4152 ☎ 629-6568 ☎ 604-3304 ☎ 653-0110 ☎ 0120-956-080
子ども同伴で就職相談できます	ハローワーク盛岡マザーズコーナー （ハローワークプラザ盛岡2階）	☎ 907-0203
母子家庭・寡婦の皆さんの就業・困りごと相談等	岩手県母子寡婦福祉連合会	☎ 654-9838

2. はたらく世代の方

各種検診事業

【健康子育て課 ☎692-2227】

名 称	対象者	内 容
結 核 検 診	65 歳以上	胸部レントゲン撮影
肺 が ん 検 診	40 歳以上	胸部レントゲン撮影
喀 痰 細 胞 診 検 査	50 歳以上	肺がん検診を受けた方で、喫煙指数（1 日の本数×年数）が 600 以上の方が対象です。喀痰検査（3日間）
大 腸 が ん 検 診	40 歳以上	便潜血反応検査（2日間）
胃 が ん 検 診	40 歳以上	胃部レントゲン撮影
子 宮 頸 が ん 検 診 （ 隔 年 ）	20 歳以上の女性	内診（視診）、頸部細胞診
乳 が ん 検 診 （ 隔 年 ）	40～49 歳の女性	超音波、マンモグラフィー（2方向）
	50 歳以上の女性	マンモグラフィー（1方向）
前 立 腺 が ん 検 診	50 歳以上 74 歳以下の男性	血液検査（P S A（前立腺特異抗原）を測定します）
超 音 波 検 診	35 歳以上	腹部超音波検査（肝臓、胆嚢、腎臓、脾臓、膵臓）
節目総合健康診査	35・40・45・50・ 55・60 歳	上記のがん検診、特定健康診査を一度に受けることができます。全ての検診を受けていただきますので、一部の検診を除いて受けることはできません。希望者には骨密度検査、呼吸機能（肺年齢）検査、HPV検査も実施します（別途個人負担金あり）。
肝炎ウイルス検査	当該年度 40～42 歳	町内に住所を有する者で肝炎ウイルス検査の既往がなく、当該年度 40～42 歳の者で、検査を希望する方を対象としています（血液検査）。
成 人 歯 科 検 診	今年度 40 歳、50 歳、 60 歳、70 歳になる方	口腔内診察（歯周病検診）
80 歳 歯 科 健 診	今年度 80 歳になる方	口腔内診察

特定健康診査（40～74 歳の国保加入者対象の健康診査）

【町民課国保・年金係 ☎692-6478】

メタボリックシンドロームに着目した、生活習慣病予防のための健診（身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、肝機能検査、脂質検査、血糖検査、心電図等）を行っています。

特 定 健 診	40～74 歳の国保加入者
基 本 健 診	40 歳以上（特定健診、後期高齢者健診等の制度の対象とならない者）

※国保・後期高齢以外の方は、勤務先の担当者にご確認ください。

特定保健指導

【健康子育て課 ☎692-2227】

特定健康診査を受診された方を対象に、判定結果に応じた保健指導を行っています。

対 象 者	特定健診を受けた結果、生活習慣病の発症のリスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人。
-------	---

がん患者医療用補正具購入費助成事業

【健康子育て課 ☎692-2227】

がん治療に伴う外形変化により医療用補正具を使用する方に、経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上と社会参加の促進を図るため、医療用補正具購入費用の一部を助成しています。

対 象 者	・ 雫石町内に住所を有し、次のいずれにも該当する方 ① がんと診断され、がんの治療を行っている方 ② がんの治療の影響を受け、医療用補正具（全頭用の医療用ウィッグ）を購入した方 ③ 他の自治体の同種の助成金の交付を受けていない方
対 象 補 正 具	医療用ウィッグ（全頭用）
対象費用	医療用補正具の購入費用 ただし、送料、付属品、ケア用品等の購入費を除く。
助 成 額	助成対象経費の 2 分の 1（2 万円を限度としています）
申請に必要なもの	①申請書 ②がん治療を受けていることがわかる書類（証明書、治療方針計画書など） ③品名や金額の記載のある領収書 ④本人を確認する書類（運転免許証、保険証など） ⑤印かん（認印可） ※①及び②の用紙は健康子育て課に備え付けていますが、町ホームページからもダウンロードできます。
注 意	申請期限は、医療用補正具を購入した日の帰属する年度の末日となります。 助成の回数は、助成対象者 1 人につき医療用ウィッグ 1 台とし、1 回限りです。

禁煙治療費助成

【健康子育て課 ☎692-2227】

禁煙する意思のある方に、治療費の一部を助成する制度です。

対 象 者	町 民
申 請 方 法	治療開始前に、雫石町禁煙治療費助成金交付登録申請書で登録をしてから治療を開始してください。
請 求 方 法	以下の書類が必要です。 ・ 雫石町禁煙治療費助成金交付申請書兼請求書 ・ 禁煙治療に係る領収書の写し ・ 診療明細書及び調剤明細書の写し ・ その他町長が特に必要と認める書類
助 成 額	自己負担分合計額の 2 分の 1（上限額 10,000 円）
対 象 期 間	登録後 6 か月以内で、かつ禁煙治療が完了した日の翌月まで。

栄養教室（食生活改善推進員養成講座）**【健康子育て課 ☎692-2227】**

適正な塩分摂取や栄養に関する基礎知識、運動など健康づくりに関する知識を習得する講座です。

対 象 者	町 民
場 所	雫石町保健センター
実 施 期 間	10月～2月、全8回コース（隔年開催）

健康教室**【健康子育て課 ☎692-2227】**

地域コミュニティ、ふれあいサロン、小グループなどを対象に血圧測定・健康相談、軽体操やレクリエーション、ミニ健康講話などを実施しています。また、郷土料理や適塩バランス食、糖尿病予防食の調理実習を行います。

対 象 者	町 民
場 所	地区公民館 ほか
実 施 期 間	随 時
参 加 料	無 料 （ただし調理実習では実習材料代を徴収します）

さわやか自主サークルの紹介**【健康子育て課 ☎692-2227】**

軽運動や調理実習（適塩バランス食などの疾病予防食）などを実施しています。内容によっては開催時間や場所が異なりますので、参加希望の方は健康子育て課までご連絡ください。

開 催 場 所	開 催 日 （ 基 本 ）	開 催 時 間	サ ー ク ル 名
雫石町保健センター	第2・4水曜日	午前10時00分 ～	さわやか自主サークル
西山公民館	第2水曜日		さわやか自主サークル西山

こころの健康相談**【健康子育て課 ☎692-2227】**

こころの悩みや不安をお持ちの方やご家族に、精神科医による個別の相談を行っています。秘密は厳守します。予約制ですので、希望される場合は事前にご連絡ください。

対 象 者	心の悩みのある方やそのご家族
相 談 医	未来の風せいわ病院 理事長 智田文徳 医師

こころやからだに関わる心配ごと相談**【健康子育て課 ☎692-2227】**

こころやからだに関わる心配ごとについて、保健師による相談（電話・来所・訪問）を随時受け付けています。ご家族からの相談でも対応します。一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。

対 象 者	町内に居住、在勤の方やそのご家族
-------	------------------

3. 高齢の方や介護が必要な方

後期高齢者医療制度

【町民課給付・医療係 ☎692-6479】

県内にお住まいの 75 歳（一定の障がいのある方は 65 歳）以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。これまで国民健康保険に加入されていた方や健康保険組合や船員保険、共済組合の被保険者であった方や、被扶養者であった方も後期高齢者医療制度の被保険者となります。

対象となる日	・75 歳の誕生日当日 ・65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがある方は、広域連合の認定を受けた日	
病院などを 受診するとき	持 ち 物	後期高齢者医療制度の「保険証」を病院の窓口へ提示します。
	窓口での 負 担	かかった医療費の「1 割」（現役並み所得※のある方は「3 割」）を負担します。令和 4 年度後半から 2 割負担もはじまります。 ※現役並み所得の詳細は、町民課までお問い合わせ下さい。
保険料の納付	後期高齢者医療制度では、原則として被保険者全員が保険料を納めます。 保険料は、原則として年金から天引きされます。 ※ただし、条件によって年金からの天引きの対象にならない場合は、役場から送付される納付書で個別に納めます。	

【必要な届出】※14 日以内に届出をしましょう

	こんなとき	届出に必要なもの
加入するとき	65 歳以上 75 歳未満の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療の資格取得を希望するとき	保険証、障害を証明する書類（国民年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書等のいずれか一つ）
	県外から転入したとき	保険証、負担区分証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
脱退するとき	65 歳以上 75 歳未満までの加入者が、後期高齢者医療制度から脱退を希望するとき	保険証
	県外へ転出するとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	死亡した方の保険証、喪主及び相続人の口座番号等がわかるもの（通帳など）
その他	県内で住所が変わったとき	保険証
	氏名などが変わったとき	
	保険証の紛失等で再交付を受けるとき	身分を証明するもの

※本人以外が手続きを行う場合は、印かんが必要です。

地域包括支援センター（相談窓口）

【町地域包括支援センター ☎691-1105】

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんセンター）は、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたっています。雫石町では、役場内に「雫石町地域包括支援センター」が設置され、介護予防事業、申請手続き代行のほか、介護に関する悩み相談などを行っています。

介護保険は、40 歳以上の方が加入者として保険料を負担し、介護を必要とする方やその家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。

1. 制度のあらまし

被 保 険 者	第 1 号 被 保 険 者	65 歳以上の方
	第 2 号 被 保 険 者	40 歳から 64 歳までの医療保険に加入している方
介 護 保 険 被 保 険 者 証		65 歳以上の方と要介護認定を受けた 40 歳以上の方に交付します。
保 険 料	第 1 号被保険者	所得に応じて段階的に保険料が算定されます。
	第 2 号被保険者	加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。
保 険 料 の 納 め 方		第 1 号被保険者で、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の年額が 18 万円以上の方は、原則としてその年金から天引きされます。それ以外の方は役場から送付される納付書で個別に納めます。
利 用 者 負 担		サービスの利用者負担は、原則 1 割（一定以上所得者は 2 割または 3 割）です。

2. 要介護認定

【要介護認定を受けるには】

介護保険のサービスを利用するためには、次の流れで「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

①介護保険要介護・要支援認定申請書を町に提出します。

↓

②町の介護認定調査員が訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。また、町からの依頼により、主治医が意見書を作成します。

↓

③認定調査結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会において審査判定され、要介護状態区分（介護がどのくらい必要か）が決まります。

↓

④認定結果通知と新しい介護保険被保険者証が郵送されます。

※申請書の提出から、認定が出るまでに概ね30日程度かかります。

[＜次ページへつづく＞](#)

【サービスを利用するためには】

サービスを利用するには、ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するか）を作成する必要があります。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼すると、支給限度額の管理やサービス事業所との調整などを行ってくれます。

なお、ケアプランの作成に関する費用に関しては、その全額を保険給付として町が負担しますので、利用者負担はありません。

要介護１・２・３・４・５の認定を受けている方	ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業所と契約し、町に居宅サービス計画作成依頼届出書を提出してください。
要支援１・２の認定を受けている方	地域包括支援センターと契約し、町に居宅サービス計画作成依頼届出書を提出してください。

3. 介護保険で利用できるサービス

【訪問系サービス】

利用者がご自宅で受けられるサービスです。

訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の援助が受けられます。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車が入浴困難な利用者宅を訪問し、入浴の介助を受けられます。
訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療補助が受けられます。
訪問リハビリテーション	病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士等の専門職が利用者宅を訪問し、手先の訓練やマッサージ等の理学療法・作業療法、その他必要なりハビリテーションが受けられます。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通所困難な利用者宅を訪問し、看護方法や口腔ケア、服薬の管理などの療養上の管理指導を行います。

【通所系サービス】

利用者が事業所（施設）に通って受けるサービスです。

通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等に通って、入浴・排せつ・食事等の介護、レクリエーション等による利用者同士の交流、生活等についての相談・助言、健康状態等の確認や日常の世話と機能訓練等のサービスを日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院・診療所に通って、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーション等のサービスを日帰りで受けられます。

＜次ページへつづく＞

【短期入所系サービス】

短期間、施設に入所してサービスの提供を受けます。

短期入所生活介護 (ショートステイ)	利用者の心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等の理由により、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練等のサービスが受けられます。
短期入所療養介護 (医療型 ショートステイ)	利用者の心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等の理由により、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護・医学的管理下の介護、機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話等のサービスが受けられます。

【施設サービス】

施設に入所し、サービスの提供を受けます。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活以上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けることができます。 ※要介護1～5の方が対象。新規入所は、原則として要介護3以上の方。
介護老人保健施設	病状が安定期にある入所者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を受けることができます。 ※要介護1～5の方が対象。
介護療養型 医療施設	病状が安定期にあり、療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を受けることができます。 ※要介護1～5の方が対象。
介護医療院	病状が安定期にある入所者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を受けることができます。また、看取り介護やターミナルケアなどにも対応しています。 ※要介護1～5の方が対象。

【地域密着型サービス】

可能な限り住み慣れた地域で生活を支えるためのサービスです。雫石町内の地域密着型サービスを利用できるのは町内の方のみです。

地域密着型 通所介護	定員が18名以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けることができます。 ※要介護1～5の方が対象。
認知症対応型 通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴・排泄・食事等の介護や生活相談や健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を受けることができます。
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が、小人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活の世話と機能訓練を受けることができます。 ※要支援2、要介護1～5の方が対象。
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	利用者の心身の状況に応じた定期的な巡回や随時通報への対応など、介護と看護が一体となったサービスを受けることができます。 ※要介護1～5の方が対象。

後期高齢者健康診査（後期高齢者医療保険加入者対象の健康診査）

【町民課給付・医療係 ☎692-6479】

後期高齢者医療保険の加入者を対象に、生活習慣病の早期発見を目的とした健診（身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図等）を行っています。

対 象 者	後期高齢者医療保険加入者 ・ 75 歳以上の方 ・ 65 歳～75 歳未満で、一定の障害があり岩手県後期高齢者医療広域連合より認定を受けた方
-------	--

介護予防・日常生活支援総合事業

【総合福祉課介護保険係 ☎692-6476】

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の二つからなります。

◆介護予防・生活支援サービス事業

対 象 者			要支援認定を受けた方
内 容 等	介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト		地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。ケアプランの作成および相談は無料です。
	訪 問 型 サービス	訪 問 介 護	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の援助が受けられます。
		訪問型 サービス B	生活支援サポーター（住民ボランティア）が、軽度な生活支援を必要とする方へ、ゴミ出しや買い物代行などの生活援助サービスを提供します。
	通 所 型 サ ー ビ ス		デイサービスセンター等に通って、入浴・排せつ・食事等の介護、レクリエーション等による利用者同士の交流、生活等についての相談・助言、健康状態等の確認や日常の世話と機能訓練等のサービスを日帰りで受けられます。

◆一般介護予防事業

シルバーリハビリ体操など介護予防教室の開催、各種健康教室（講座）などを開催します。

対 象 者	65 歳以上（第 1 号被保険者）のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方
-------	--

イケてるおやじ&マダム学園**【町地域包括支援センター☎691-1105】**

介護予防、生きがい、健康づくり、生涯学習などの講座を開催します（生涯学習課との共催事業）。

対 象 者	65 歳以上の高齢者およびその支援に関わる方
開 催 場 所	雫石町中央公民館ほか
開 催 期 間	5 月～翌年 2 月（全 10 回）の概ね第 3 木曜日、午前 10 時～午後 3 時
参 加 費	あり
そ の 他	詳細は決まり次第広報などでお知らせします

生き生き貯筋教室**【町地域包括支援センター☎691-1105】**

委託事業で虚弱高齢者等を対象に筋力の維持向上を目的に教室を開催します（開催場所への送迎があります）。

対 象 者	65 歳以上の高齢者およびその支援に関わる方
開 催 場 所	雫石公民館、御所公民館等
開 催 期 間	例年 11 月頃～2 月頃（全 12 回）
参 加 費	無 料
そ の 他	詳細は決まり次第広報などでお知らせします

通いの場（シルバーリハビリ体操）

【町地域包括支援センター ☎691-1105】

地域の中で、週 1 回シルバーリハビリ体操を行う 5 人以上のグループを募集しています。

シルバーリハビリ体操は“立つ、座る、歩く”など日常生活をしていくうえでの動作の訓練となる体操で構成され、「いつでも、どこでも、ひとりでも」行える体操です。

町では、体操指導者の派遣調整や定期的な体力測定などお手伝いします。

また、グループへの血圧計の貸出や専門職のアドバイスなども行います。立ち上げ支援のほか、地域のグループを紹介することもできます。

対 象 者	65 歳以上の高齢者およびその支援に関わる方
準備するもの	動きやすい服装、上履き、タオル、水分を補給できるもの など
そ の 他	老人クラブ、ふれあいサロンなどの集まりの場所に指導者を派遣することが出来ますのでお問い合わせください。 開催会場や時間に変更となる場合や、休止の場合もありますので、一度お問い合わせの上、ご参加ください。

【開催場所・日時】

開 催 場 所	開 催 日（基 本）	開 催 時 間
御 所 公 民 館	毎週月曜日	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
上 野 沢 公 民 館	毎週月曜日	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
橋 場 公 民 館	毎週火曜日	午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
御 明 神 公 民 館	毎週火曜日	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
林 崎 公 民 館	毎週水曜日	午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
晴 山 公 民 館	毎週水曜日	午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
野 中 公 民 館	毎週水曜日	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
七 ツ 森 公 民 館	毎週水曜日	午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
板 橋 公 民 館	毎週木曜日	午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分
小 松 公 民 館	毎週木曜日	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
旧 橋 場 小 学 校	毎週木曜日	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
雫 石 公 民 館	毎週金曜日	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
下 町 四 公 民 館	毎月第 1・3・4 金曜日	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
高 前 田 二 区 集 会 所	毎月第 2・3・4 金曜日	午前 10 時 30 分～午後 11 時 30 分
大 村 伝 承 館	毎月第 2・4 水曜日	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
東 町 公 民 館	毎月第 2・4 土曜日	午前 10 時～午前 11 時

レインボー健康体操自主グループの紹介

【町地域包括支援センター ☎691-1105】

脳の活性化、筋力向上、骨を強くするなどの効果があるレインボー健康体操を月2回行っています。初心者向けのグループもあります。

開 催 場 所	開 催 日 (基 本)	開 催 時 間	グ ル ー プ 名
雫 石 公 民 館	第1・3水曜日	午後1時00分～	筋力トレーニング体操の会
	第1・3木曜日	午後1時30分～	レインボー体操サークル
雫 石 公 民 館	第2・4火曜日	午前10時00分～	初 心 者 向 け サ ー ク ル
	第2・4火曜日	午後1時30分～	上 級 者 向 け サ ー ク ル
雫 石 公 民 館	第2・4水曜日	午後1時30分～	ほ が ら か 筋 ト レ 会
御 所 公 民 館	第2・4金曜日	午後1時30分～	高 齢 者 筋 ト レ サ ー ク ル
御 明 神 公 民 館	第1・3金曜日	午前10時00分～	御明神レインボー体操の会
桺 沢 公 民 館	第2・4木曜日	午後1時30分～	桺 沢 地 区 健 康 教 室

準 備 す る も の	動きやすい服装、上履き、タオル、水分を補給できるものなど
参 加 費	月2回で1,000円
そ の 他	開催会場や時間、曜日は変更する場合があります。また、休止している場合がありますので、一度お問い合わせの上ご参加ください。

介護予防ポイント事業

【町地域包括支援センター ☎691-1105】

住民主体の介護予防活動等に参加した町民に対しポイントを付与し、ポイント数に応じた記念品を交付します。

対 象 者	シルバーリハビリ体操の指導者および参加者、レインボー健康体操の参加者
開 催 場 所	通いの場（シルバーリハビリ体操）、レインボー健康体操自主グループを参照
開 催 時 間	通いの場（シルバーリハビリ体操）、レインボー健康体操自主グループを参照
内 容	・40歳以上の町民を対象として、介護予防の体操やボランティア活動（シルバーリハビリ体操の指導）への参加に対し、ポイントを付与します。 ・対象の活動に参加して集めた年間のポイントは、町内共通商品券や町産農産物と交換します。（25ポイントで500円相当、年間の上限は250ポイント5,000円相当） ・「長寿あんしん手帳」と「ポイント台紙」は町包括支援センターで配布します。

老人日常生活用具給付等事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】**

援助や介護が必要な高齢者等に対し、日常生活の便宜を図り、在宅での生活を支援しています。

対 象 者		おおむね65歳以上の独居高齢者や援助及び介護が必要な高齢者のうち、防火等の配慮が必要な方または転倒骨折のおそれがある方で、かつ生活保護世帯または町民税非課税世帯（生計中心者が町民税非課税）の方
支援内容	給 付	火災警報器、自動消火器、電磁調理器、一点杖、シルバーカー
	貸 与	福祉電話 ※通話料は利用者負担となります。
利 用 者 負 担		給付品目の支払限度額を超えた分は利用者負担となります

緊急通報装置貸与事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】**

慢性的な疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要するひとり暮らし高齢者等に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をするため緊急通報装置を貸与しています。

対 象 者	おおむね65歳以上の独居高齢者および高齢者のみの世帯であって見守りが必要な方。ただし、同一敷地内又は同一建物内に親族が同居していない方で、その者の属する世帯の生計中心者が住民税非課税であること。
-------	---

高齢者等紙おむつ支給事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】**

在宅で、常時紙おむつを使用している寝たきりおよび認知症高齢者を介護している家族に対し、紙おむつの購入助成券を支給しています。

対 象 者	①～③すべてに該当する方 ①下記のア又はイのいずれかに該当する方 ア．要介護認定で要介護2から5と認定されている方 イ．要介護認定で要介護1、要支援1、要支援2と認定されている方のうち ◎介護認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において、「全介助」「一部介助」「見守り等」に該当する方 ②恒常的に月額6,000円を超える方（生活保護を受けている世帯を除く） ③対象者が住民税非課税
助 成 券	月額3,000円

在宅昼食サービス事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】****【委託先 雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】**

栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問して提供すると共に、当該利用者の安否等を確認しています（昼食のみ）。

対 象 者	おおむね65歳以上の独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯等であり、食事の調理が困難な方
配食日及び費用負担	毎週月～金曜日（国民の祝日、12/29～翌年1/3日を除く） 1食400円

寝具洗濯等サービス事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】**

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、寝具を洗濯、乾燥、消毒することにより、清潔で快適な生活ができるよう支援しています。

対 象 者	次の①～③のすべてを満たしている方 ①おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の方 ②心身の障がいまたは怪我や病気などの理由により寝具の衛生管理が困難な方 ③生活保護世帯または町民税非課税世帯（生計中心者が町民税非課税）の方
利 用 料	無 料

生活管理指導短期宿泊事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】**

在宅で生活する者が基本的な生活習慣の欠如により一時的に養護が必要になった場合、養護老人ホームで短期宿泊支援をしています。

対 象 者	おおむね65歳以上の要支援または自立の高齢者で、一時的に養護が必要と認められる方
利 用 料	1日1,730円（生活保護世帯は無料）

家族介護者リフレッシュ事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】****【委託先 雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】**

高齢者を介護している家族に対して、介護者相互の交流と心身の元気回復を図り、併せて介護教室を実施し、介護技術の向上を図っています。

対 象 者	在宅で寝たきり等高齢者を介護している方
開 催 回 数	年 2 回

家族介護慰労事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】**

介護が必要な者を在宅で介護している家族に対して慰労金を支給しています。

対 象 者	次の①～③のすべてを満たしている方 ①要介護認定で要介護4または5と判定された高齢者等を在宅で介護している家族 ②家族全員が町民税非課税世帯であること ③過去1年間介護保険のサービスを受けていないこと（ただし、7日以内の短期入所又は居宅療養管理指導・福祉用具貸与を除く）
慰 労 金 額	年額 10 万円以内（2人以上介護していても同額となります） ※ただし、前年度に雫石町在宅重度障害者家族介護慰労手当を受給した方は支給額を控除した額となります

オレンジカフェ「のぎく」**【町地域包括支援センター ☎691-1105】**

認知症やその方を支える家族、関係機関、地域住民だれもが参加でき、認知症についての理解を深め、気軽に相談できる場所づくりを目指して開催します。

開催日	基本的に奇数月の第2金曜日（一部変更になる場合あり） 午前10時～11時30分
開催場所	雫石町まちおこしセンター しずく×CAN（雫石町上町南19番地19）
参加費	100円（お茶代実費として）
その他	詳細については広報等でお知らせします。

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業（住宅改修補助事業）**【総合福祉課介護保険係 ☎692-6476】**

日常生活に介助の必要な、高齢者や重度身体障がい者がいる世帯で介護などのために、住宅の改修が必要となる場合に補助しています。

対象者	次の①～③のいずれかにあてはまる方 ①介護保険により、要支援・要介護認定を受けている方 ②介護保険の対象とならない下肢、体幹、移動機能障害で障害等級1～3級の障がい者の方 ③介護保険の対象とならない②以外の障害等級1～3級の障がい者の方（内部疾患は除く） ※ただし、上記にあてはまる方でも所得制限があります
対象工事	対象者の日常生活動作や介護者の介護動作に合わせて改善する工事 例：トイレ（下水道工事に伴うものは除く）・浴室などの改善、段差解消、手すりの設置など ※住宅の新築・増築部分、賃貸住宅、すでに工事着手した場合は対象になりません
補助金額	補助対象改修費の3分の2の額 ※ただし1世帯あたり40万円が上限となります

軽度生活援助事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】****【委託先 雫石町シルバー人材センター ☎692-6351】**

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活を支援し、要介護状態への進行を防止しています。

対象者	65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で、生活保護世帯または町民税非課税世帯（生計中心者が町民税非課税）の方
内容	外出時の援助、草取り、家屋の軽微な修繕、除雪等
利用料	基本料金1時間200円（作業内容により加算あり）

生活支援サービス「ちょい助」事業**【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】**

公的な福祉サービスでは対応できないゴミ出しや買い物などのちょっとした困りごとを地域住民（住民ボランティア等）の支え合いで解決する生活支援サービスです。

対 象 者	町内にお住まいの方で支援の必要な方（一人暮らし高齢者、高齢者世帯、ケガをされた方、妊産婦、子育て世代の方など）がご利用いただけます。
利 用 料	300 円／30 分 （1 日あたり 60 分を上限とし、1 週あたり 2 回まで利用できます。）
サ ー ビ ス 提 供 地 域	雫石町内
そ の 他	事前に利用登録申請書を提出して頂きます。 利用 10 日前までに事前予約が必要です。 当日の依頼状況やボランティアの状況で、やむを得ずお断りすることもありますので、ご了承ください。

訪問理美容サービス事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】**

理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者などに対し、居宅にて散髪を受ける際の理容師や美容師の出張料を町で負担しています。

対 象 者	雫石町に住所を有し、かつ在宅であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により理容院や美容院に出向くことが困難な方
備 考	散髪代は自己負担となります

高齢者外出支援事業**【町地域包括支援センター ☎691-1105】**

要介護高齢者に対して、移送用リフト付車両により高齢者の居宅と医療機関の間を送迎するタクシーの料金の一部を助成することにより、高齢者の外出を支援しています。

対 象 者	次の①～③のすべてを満たしている在宅の高齢者で、心身の障がい及び疾病等の理由により、常時車椅子を必要とし、一般の交通機関を利用することが困難な方 ①雫石町に住所を有すること ②おおむね 65 歳以上であること ③属する世帯が町民税非課税世帯（生計中心者が町民税非課税）であること
内 容	対象者に対し、外出支援タクシー利用助成券を交付します
備 考	助成券を利用できるタクシーは外出支援タクシー利用助成券取扱事業者として登録されている事業者のタクシーとなり、助成額は 1 人につき 1 か月あたり 12,000 円以内です。

おでかけ援助サービス事業**【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】**

高齢者や障がい者等に対し、病院や公共施設などへの送迎サービスを行っています。

対 象 者	介護保険認定要介護 1 以上の方又は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等で単独で公共交通機関の利用が困難であり、介助者がいないと外出できない方
利用日等	毎週月～金曜日の希望する日（年末年始、祝祭日を除く） 運行時間 午前8時30分～午後4時
利用料金	町内：1 か所 1,000 円（ 往復でも片道でも ） 町外：1 か所 2,000 円（ // ）
利用回数	月 2 回まで ※利用には登録申請が必要です

盛岡広域シルバーケア SOS ネットワークシステム

【町地域包括支援センター ☎691-1105】

盛岡広域 8 市町と管内警察署による取り組みで、認知症高齢者等の家族などからの申し出に応じて、当該認知症高齢者等の所在不明時における保護・捜索を行います。

対 象 者	認知症またはその疑いのある方
利用方法	最寄りの警察署または地域包括支援センターにて事前登録（登録者の基本情報が記載された顔写真付きの登録依頼書の提出）します。
備 考	システムに登録し、また希望する方には履物用ステッカーを交付しています。

成年後見制度

【町地域包括支援センター ☎691-1105】

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が、本人に代わり預貯金の管理や介護保険サービスなどの必要な手続きを行うことで、本人の財産や権利を守る制度です。

制度の種類	内容	手続き先
法定後見制度	すでに判断能力が不十分な方に対して、本人の権利を法律的に支援・保護するための制度で、本人の判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3類型に区分されます。	家庭裁判所
任意後見制度	将来、判断能力が不十分になった場合にそなえて、あらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になったときに、その契約にもとづいて任意後見人が本人を援助する制度です。	公証人役場

盛岡広域成年後見センター	盛岡広域成年後見センターは、成年後見制度に関する相談対応、利用支援、成年後見人等の担い手の育成などを行い、制度の利用を必要としている人が適切に利用できるよう支援を行っています。相談は無料。 開設時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 住所：盛岡市大通 1-1-16 岩手教育会館2階 ☎ 019-626-6112
--------------	--

日常生活自立支援事業（あんしんねっと）

【基幹社協 滝沢市社会福祉協議会 ☎684-1110】

【協力社協 雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な方で、契約内容について判断できる能力を有していると認められる方が、地域で安心して生活が送れるよう福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的金銭管理などを行う事業です。

利 用 料	活動時間1時間半までは1,300円
-------	-------------------

金銭管理・財産保全サービス事業**【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】**

高齢の方や障がいを持った方が地域で安心して生活が送れるよう、日常的な金銭管理や財産保全を行います。前記している日常生活自立支援事業（あんしんねっと）や成年後見制度が開始するまでの繋ぎのサービスです。

財産保全サービスで管理できる物品は、預金通帳、証書（保険証券、権利証、契約書など）、保険証やマイナンバーカードなど安易に換金できない物品のみです。宝石や貴金属など第三者でもすぐに換金できる物品は対象外となります。

対 象 者		次の①～③のすべてを満たしている方 ①雫石町在住の高齢者または障がい者の方 ②契約能力のある方 ③在宅生活をされている方
利 用 料	金銭管理サービス	活動時間 60 分まで 1,000 円 以降 30 分ごとに 500 円追加
	財産保全サービス	4月から翌年3月までの1年間で 1,200 円 ※資産運用、財産処分は行いません

一人暮らし高齢者招待会**【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】**

一人暮らし高齢者の方を招待し、日帰り温泉小旅行などで交流を図り、孤独感の解消を図っています。また、福祉サービスを紹介するほか介護予防も兼ねて実施しています。

対 象 者	町内に居住する75歳以上の一人暮らし高齢者
開 催 日	年 2 回 程度（詳しい開催日はお問い合わせください）
利用料金	1 回 2,000 円程度

スノーバスターズ・雪ん子見守り隊事業**【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】**

冬期間に一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、障がい者世帯の除雪を行っています（有料）。また、1月～2月は「雪ん子見守り隊」という名称のもと、中学生及び高校生と一般の除雪ボランティアが、安否確認の必要な世帯を対象に無償の除雪を行いながら巡回パトロールを行っています。

対 象 者	町内に居住する一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者世帯等
利用料金	作業員 1 人につき 1 時間 1,000 円（除雪機利用の場合は 2,000 円） ※屋根の雪おろしは行っていない

高齢者の予防接種費用の一部助成**【健康子育て課 ☎692-2227】**

65 歳以上の高齢者に対して、予防接種費用の一部助成を実施しています。

種 類	対 象 者	接種期間
肺炎球菌感染症	毎年異なるため、個別通知します。	4月～翌年3月
インフルエンザ	①接種日に 65 歳以上の方 ②満 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に重い病気があり、身体障害者手帳 1 級をお持ちの方	10 月～翌年 1 月

高齢者等買物弱者支援

【総合福祉課地域福祉係 ☎692-6472】

身近な商店等の減少により近隣に店舗がない、また交通手段がないなどの理由により日常生活に必要な食料品や日用雑貨品等の購入が困難な地域において、(株)A コープ東日本が移動販売車「とくし丸」を定期運行させ買物支援を行うとともに、支援地域に居住する高齢者世帯の見守り活動や健康づくり支援活動を行っています。

低所得高齢者等住まい・生活支援事業

【総合福祉課地域福祉係 ☎692-6472】

低所得・低資産であって、社会的なつながりによる支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難となっている高齢者等が、できるだけ安定的・継続的に地域生活を営めるよう、町内の空き家等を活用し生活支援等を行う。

ふれあいサロンの活動

【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】

住民相互の交流を促進し、いつまでも住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるように、交流・仲間作りの場としてサロンを設置しています。地区の公民館等に気軽に集まり、健康体操やレクリエーションを行ったり、お茶を飲みながら様々な世代の方々と情報交換をしています。町内では現在35地区にサロンが設置されており、1地区あたり年間1万円と参加人数に100円を乗じた金額の助成金をもとに、月に1～2回程度開催しています。

老人クラブの活動

【総合福祉課地域福祉係 ☎692-6472】

【事務局 雫石町老人クラブ連合会事務局 ☎692-2230】

老人クラブは、仲間づくりを通して生きがいと健康づくりや生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして地域の諸団体と共同し地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努めることを目的として組織されています。

雫石町老人クラブ連合会のほか、町内には35の単位老人クラブがあります（令和3年度現在）。

※老人クラブの事業内容等について知りたい方は、老人クラブ連合会事務局（雫石町社会福祉協議会内）にお問い合わせください。

シルバー人材センター

【総合福祉課地域福祉係 ☎692-6472】

【事務局 シルバー人材センター事務局 ☎692-6351】

シルバー人材センターは、定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉向上と活性化目的を目的に設置されています。

町内においては、令和2年度末で登録者92人、延べ就業人数2,375人となっています。

※詳しくは、シルバー人材センター事務局（雫石町総合福祉センター内）にお問い合わせください。

4. 障がいのある方

障害者総合支援法によるサービス

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスには、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで日中利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居宅系サービス」に分けられます（※認定された障害支援区分により受けられるサービスが異なります）。

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な方に、外出時の必要な支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
	宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、日常生活動作（ADL）の向上を目指し、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練の支援をします。
	自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者等が、居宅における自立した生活を営む上でのさまざまな問題等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や相談に応じ、必要な援助を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用型のA型と、非雇用型のB型があります。
	就労定着支援	企業等に新たに雇用された障がい者に対し、就労の継続を図るために、事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や相談や日常生活上の援助を行います。

※介護給付・訓練等給付サービスを利用する場合はサービス等利用計画が必要です。

地域生活支援事業	重度障がい者訪問入浴サービス事業	障がい者の生活を支援するため、通所等が困難な場合、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	福祉タクシー事業	重度障がい者等に対してタクシー料金の一部を助成します。 【対象者】 タクシー券の給付申請ができる方（以下の手帳を受けている者・児） - 身体障害者手帳 1 級 2 級（下肢、体幹、視覚、聴覚、両上肢、全指欠損） 3 級（下肢、体幹） - 療育手帳 A - 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級 ※上記の対象者であっても次の方は利用できません。 - 自動車税種別割、軽自動車税種別割の減免を受けている方 - 入院または施設に入所している方 【交付枚数】 - 申請時における年度内の残りの月数×2 枚とし、月毎の使用枚数に制限はありません。 ※障害者タクシー・ハイヤー料金の割引もあわせて利用できます。
	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意のある手話奉仕員を養成するための講座を開催しています。入門課程（21 講座）と基礎課程（25 講座）を2年度に渡り開催します。

児童福祉法によるサービス

障がい児支援	入所支援（県事業）	福祉型と医療型に分かれ、保護、日常生活の指導、知識機能の付与及び治療等のサービスを提供します。
	児童発達支援（未就学児童）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援（未就学児童）	身体等の機能に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援（未就学児童）	重度の障がい児等で外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	保育所等訪問支援（未就学児童）	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	放課後等デイサービス（就学児童 18 歳まで）	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
	肢体不自由児通所医療費	肢体不自由児の通所医療費を支給します。
	相談支援	サービス利用に向けてきめ細かく支援するため、サービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

※サービス利用を希望する場合は、まずは総合福祉課にご相談ください

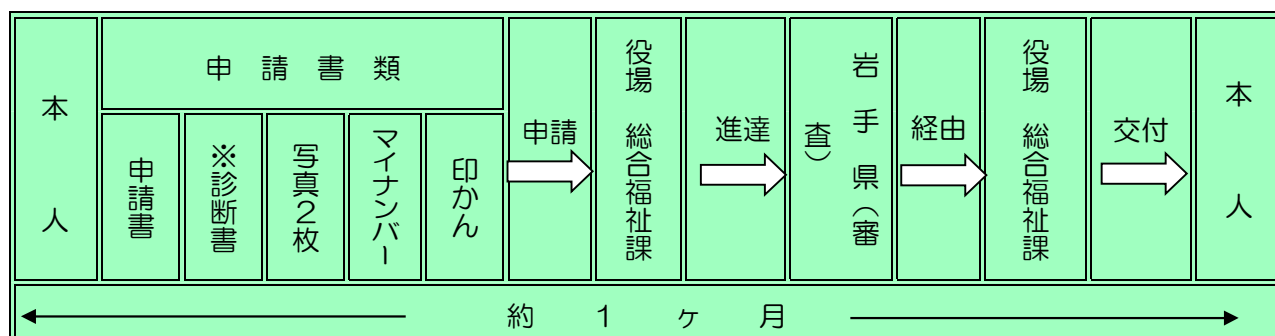
身体障害者手帳の交付

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

身体障害者手帳は、各種サービスを受けるために必要な証明となるものです。

交付条件	厚生労働省で定めた身体障害者程度等級表の範囲内の視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、上肢、下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方。	
申請手続	交付	身体障害者手帳交付申請書、指定医の診断書、写真（縦 4cm、横 3cm）2 枚、マイナンバーが分かるもの、印かんが必要です。手帳は岩手県が発行し、申請後 1 ヶ月程度で手帳が交付されます。
	再交付	破れたり、手帳をなくしたり、障害程度に変更があったときの再交付は、手帳、マイナンバーが分かるもの、印かん、写真 2 枚が必要です。また、程度変更・障害追加の場合は診断書が必要です。
	その他	住所、氏名の変更および死亡等の届出も必要です。

新規申請手続きの流れ



※診断書は、知事の指定する様式（総合福祉課にあります）

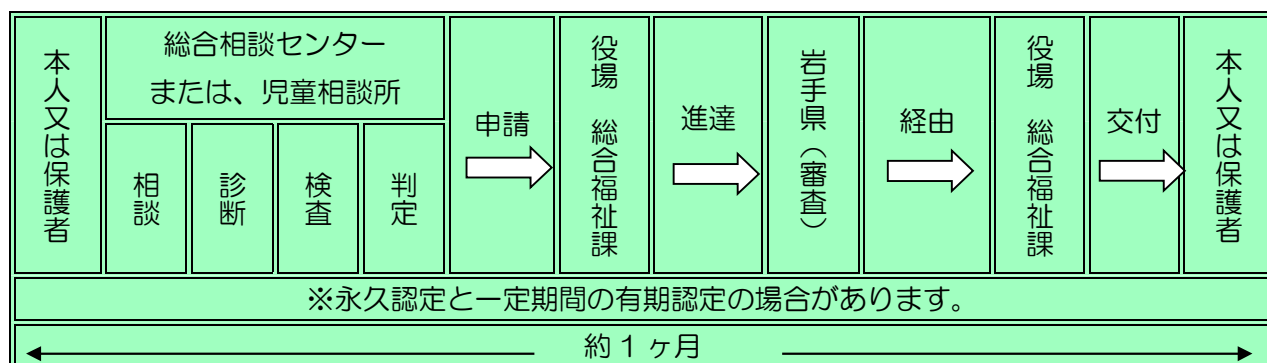
療育手帳の交付

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

療育手帳は、各種サービスを受けるために必要な証明となるものです。

交付条件	岩手県福祉総合相談センターにおいて、A（重度）またはB（中・軽度）知的障害者（児）と判定された方	
申請手続	交付	療育手帳交付申請書、写真2枚（縦 4cm、横 3cm）2 枚、マイナンバーが分かるもの、印かんが必要です。手帳は、岩手県が発行し、申請後 1 ヶ月程度で手帳が交付されます。
	再交付	破れたときは手帳、写真2枚、マイナンバーが分かるもの、印かん、なくしたときは写真、印鑑が必要です。
	再認定	療育手帳に記載された再判定の時期には、岩手県福祉総合相談センターでの再判定が必要です。
	その他	住所、氏名の変更および死亡等の届出も必要です。

新規申請手続きの流れ



精神障害者保健福祉手帳は、各種サービスを受けるために必要な証明となるものです。

【交付申請手続】

申請は、交付等申請書に次の「ア」または「イ」の書類と、写真（注）を添えて申請してください。

ア 診断書

イ 障害年金証書等（特別障害給付金受給資格者証を含みます）の写しおよび障害年金等の受給内容に関する調査の同意書

（注）写真のサイズは、縦 4 cm、横 3 cm です。裏面に必ず氏名を記入してください。

（注）審査の結果、不承認となった場合は、その結果を通知書によりお知らせします。

【障がいの程度】

障がいの程度によって、下表のとおり 1 級から 3 級までに区分されています。

・精神障がい程度等級表

級別	状 態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの （支援なしで日常生活を送ることができない状態のもの）
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

【手帳の更新】

手帳の有効期間は 2 年となっているため、2 年ごとに更新の申請を行い、判定を受ける必要があります（既にお手持ちの手帳に写真が貼られている方については、写真の添付は不要です）。

【等級変更】

既に手帳の交付を受けた方で、障がいの状態が変わり、手帳の等級の変更を希望される場合は、健康子育て課に申請してください（必要な書類は、交付申請手続と同じです）。

【再交付】

手帳を紛失または破損したときは、再交付申請書を写真とともに提出してください。

【居住地、氏名変更】

- ・町内転居、氏名に変更があった場合は、健康子育て課へ届け出てください。
- ・町外へ転出された場合は、新たな住所地の役所または保健センター等に届け出てください。
- ・町内に転入された場合は、前住所地で交付されていた手帳を持って健康子育て課へ届け出てください。

障害基礎年金

【町民課国保・年金係 ☎692-6478】

障害基礎年金とは、国民年金加入中などに病気やケガで障害等級に該当する程度の障がいを負ったときに受けられる年金です。

●障害基礎年金の該当要件

初 診 日	<いずれかに該当していれば可> (1) 国民年金の加入中に初診日がある (2) 以前に国民年金被保険者だった方で日本に住所があり、60 歳以上 65 歳未満の期間に初診日がある (3) 20 歳前に初診日がある ※初診日とは、障がいの原因となった病気やケガで初めて医師の診断を受けた日のことです。
保 険 料 の 納 付 要 件	<いずれかに該当していれば可> (1) 初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち保険料を納めた期間（免除期間、学生納付特例期間を含む）が3分の2以上ある (2) 初診日のある月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がない ※初診日の前日において判断します。ケガや病気になった後で保険料を納めてもその分は上記の要件に算入されません。
障 害 の 要 件	(1) 障害認定日（20 歳前に障害認定日がある場合は 20 歳になったとき）において 1 級・2 級の障がいの状態である (2) 障害認定日以降 65 歳になるまでに 1 級・2 級の障がいの状態である（65 歳の誕生日の前々日までに請求することが必要です） ※障害認定日とは、初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日のことです。 ※「1 級・2 級」とは、国民年金法で認められた等級であり、身体障害者手帳の等級とは異なりますので、身体障害者手帳の交付を受けている方でも、障害基礎年金を受けられない場合があります。

●障害年金受給金額（令和3年4月分より）

障害基礎年金の年金額	子の加算
1 級障害……年額 976,125 円	第 1 子・第 2 子（1 人につき）…… 224,700 円
2 級障害……年額 780,900 円	第 3 子以降（1 人につき）…………… 74,900 円

※生計を共にする子がいる場合は子の人数によって加算されます。子とは、18 歳到達年度末までの子または 20 歳未満で 1 級・2 級の障がいのある子のことです。

●年金を受けるために必要な書類

・年金手帳 ・印かん ・預金通帳 ・住民票 ・裁定請求書 ・病歴状況申立書 ・診断書

※請求者の世帯の状況や障がいの内容によって、必要な書類が増える場合があります。

自立支援医療の給付（更生医療）**【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】**

身体障害者の方の障がいの程度を軽くしたり、障がいを取り除いて日常生活や職業能力を高めるための医療費を給付しています。

対 象 者	身体障害者手帳を所持している 18 歳以上で、障がいの除去・軽減する手術等の治療によって効果が期待できる方。
費 用	世帯の所得・町民税課税額に応じて自己負担があります。
手 続 き	事前に総合福祉課での申請手続きが必要です。後日、総合福祉課から交付される受給者証を持参し、指定医療機関で治療を受けてください。申請には、身体障害者手帳、保険証（同一保険内の方全員分）または保護証明証、自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書、自立指定医療機関の医師が作成した意見書（所定の様式）、マイナンバーが分かるもの、印かん等が必要となります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

自立支援医療の給付（育成医療）**【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】**

身体に障がいのある児童に、将来生活していくための必要な能力を持たせるための医療費を給付しています。

対 象 者	18 歳未満で、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能の障がいおよび内臓障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸を除く内部障害については、先天性のものに限る）のための手術を必要とし、確実な治療効果が期待される児童。なお、これらの障がいは、身体障害手帳の交付対象となる程度のもの。
費 用	本人または扶養義務者の所得に応じて自己負担があります。
手 続 き	事前に役場総合福祉課での申請手続きが必要です。後日、総合福祉課から交付される受給者証を持参し、指定医療機関で治療を受けてください。申請には、身体障害者手帳、保険証（対象児童および同一保険内の方全員分）または保護証明証、自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書、自立指定医療機関の医師が作成した意見書（所定の様式）、マイナンバーが分かるもの（対象児童および保護者）、印かん等が必要となります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

自立支援医療の給付（精神通院）**【健康子育て課 ☎692-2227】**

継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

対 象 者	統合失調症やうつ病、その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状に該当する方。
費 用	原則として医療費の 1 割負担です。ただし、同一保険内の家族の方（世帯）の所得水準に応じて、ひと月当たりの自己負担に上限額が設定されます。
手 続 き	健康子育て課で申請を受付しています。有効期間は 1 年間で毎年更新手続きが必要です（更新時に必要な診断書の提出はおおむね 2 年に 1 回に省略できます）。保険証、マイナンバーが分かるもの、年金証書等をご持参ください。精神障害者保健福祉手帳用の診断書での同時申請もできます。なお、住所、氏名、保険証、かかりつけ病院（薬局）等の変更があった時は、届出が必要です。

難病患者の障害福祉サービス利用

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

難病患者等の方々は、症状の変化等により身体障害者手帳を取得できないために、一定の障がいがあっても障害福祉サービスを利用できませんでしたが、平成25年4月から、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害者総合支援法による障害福祉サービス等（※1）が利用できるようになっていきます。なお、65歳以上の方は、従来どおり介護保険のサービスが優先されます。

※1 障がい児・者については、障害福祉サービス・相談支援・補装具・地域生活支援事業。

障がい児については、障害者児通所支援・障害児入所支援。

対 象 者	対象疾患（359 疾患）による障害がある方
手 続 き	対象疾患であることがわかる証明書等（診断書や特定疾患医療受給者証等）を持参の上、総合福祉課にご相談下さい。利用したいサービスを申請後、障害程度（支援）区分の認定調査、区分認定、サービス利用計画作成のあと、必要と認められたサービスを利用できることになります。

心身障害者扶養共済制度

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

心身障がい児（者）を扶養している方（保護者）が加入し、一定額の掛金を納付することにより、加入者が死亡または重度障がいになったとき、障がい児（者）に一定の年金を生涯にわたり支給しています。

対 象 者	65 歳未満の健康な方で、次の心身障がい者（児）を扶養している方 - 療育手帳の所持者、または知的障がい者（児）と判定された方 - 身体障害者手帳の程度が1～3級と判定された方 - その他、心身や身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記と同程度と認められる方（例えば脳性マヒ、進行性筋萎縮症、じん臓疾患などの内部障がい、自閉症、精神病などの障がい者）
-------	---

補装具の交付・修理

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

身体障がい者等の職業や日常生活を容易にするため、補装具の交付と修理を行っています。

サービスの利用には条件等がありますので、**購入・修理の前に**総合福祉課にお問い合わせください。

対 象 者		身体障害者手帳、療育手帳を持っている方
種 目	視 覚 障 害 者 用	眼鏡、義眼、盲人安全杖
	聴 覚 障 害 者 用	補聴器
	音声・言語機能障 害 者 用	人工咽頭
	肢体不自由者用	義手、義足、装具、歩行器、座位保持装置、車いす、歩行補助つえ等
	重 度 障 害	重度障害者用意思伝達装置
費 用		原則として費用の1割の自己負担がありますが、利用者世帯の町民税課税状況に応じて上限額があります。
手 続 き		身体障害者手帳又は療育手帳、補装具見積書（町と契約している業者）、岩手県福祉総合相談センターの判定書、医師の診断書（新規購入時のみ）、マイナンバーが分かるもの、印かんが必要です（詳細については、お問い合わせください）。 申請に必要な用紙は、総合福祉課にあります。

難聴児補聴器購入助成

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語の発達支援、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいの改善を図るため、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の一部を助成しています。

対 象 者	・栗石町内に住所を有している 18 歳未満の方 ・聴力レベルが 30dB 以上 70dB 未満で身体障害者手帳の交付対象とならない方。 - ただし、医師が必要と認める場合は 30dB 未満も対象となります。 ・町民税所得割額が 46 万円以上の方がいない世帯に属する方
対象費用	補聴器の購入費用、または補聴器の耐用年数経過後に更新する費用
助 成 額	基準額の範囲内で購入費等の 3 分の 2
申請に必要なもの	①申請書 ②医師意見書 ③補聴器の見積書 ※意見書料は自己負担です。①及び②の用紙は総合福祉課に備え付けていますが、町ホームページからもダウンロードできます。
注 意	購入前の申請が必要です（購入後の助成はできませんのでご注意ください）。印かん（認印可）を持参のうえ、町役場総合福祉課で申請ください。

在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者の酸素濃縮器使用に必要な電気料の一部を助成しています。

対 象 者	町内に住所があり在宅酸素療法を行っている方で、呼吸器機能障がい得手帳を所有している方。ただし、次に該当する方は対象外となります。 ①身体障害者手帳を受けている方で、手帳に記載されている級別が 1 級、2 級の方 ②特別児童扶養手当の支給を受けている方で、1 級の障害等級に該当する児童 ③国民年金法による障害基礎年金の受給者で 1 級の障害等級に該当する方
助成単価	①1 日当たりの吸入時間が 12 時間まで 800 円/月 ②1 日当たりの吸入時間が 12 時間を越え 24 時間まで 1,900 円/月
申請・手続き方法	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成申請書（総合福祉課にあります）、在宅酸素療法指示書（証明書）、マイナンバーが分かるもの、印かん、通帳等（振込先口座がわかるもの）をご持参の上、申請していただきます。

車いす貸出事業

【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】

障がいやケガなどにより歩行が困難な方の外出支援のために無料で車いすの貸出を行っています。

対 象 者	町内に居住する方で、障がいやケガなどにより歩行が困難な方 ※ただし、介護保険サービスで車いす貸与可能な方は、介護保険サービス（詳しくは総合福祉課介護保険係 ☎692-6476 まで）をご利用願います。
貸出期間	最長1ヶ月（無料）

自動車税環境性能割（軽自動車税環境性能割）・種別割の減免

【盛岡広域振興局県税部 ☎629-6546】

身体に障がいのある方や精神に障がいのある方などが使用する自動車で、一定の要件に該当する場合は、課税免除申請書を提出することにより、環境性能割（旧自動車取得税）や種別割（旧自動車税・軽自動車税）が免除されます。

※免除額には上限が設けられています。

対 象 者	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、一定の障がいのある方。 ※障がいの程度、対象となる自動車、運転する方の制限など詳しくは県税部までお問い合わせください。
-------	---

軽自動車税種別割の減免

【税務課住民課税係 ☎692-6483】

障がいのある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税種別割の減免を受けられる制度があります。軽自動車税種別割が減免される場合は、次の2つに分けられます。

減免の種類	申請に必要な書類
■身体障がい者等による減免 身体障がい者、精神障がい者が所有する軽自動車等、または身体障がい者（18歳未満）、精神障がい者のために生計を一にする方が所有する軽自動車等	●減免申請書（身障者による減免用） ●車検証の写し ●各種障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳） ●運転する方の運転免許証 ●申請者の印かん ●軽自動車税種別割納税通知書（当該年度のもの） ●納税義務者のマイナンバーがわかるもの
■構造による減免 構造が身体障がい者等の利用に供する特殊な軽自動車、車いす移動車など	●減免申請書（構造による減免用） ●車検証の写し ●軽自動車の写真（ナンバー及び身体障がい者等の利用に供する構造であることがわかるもの） ●納税義務者の印かん ●軽自動車税種別割納税通知書（当該年度のもの） ●納税義務者のマイナンバーがわかるもの
※障がい者1人につき1台の軽自動車のみとなります。また、普通自動車等で減免を受ける場合や、福祉タクシー助成券の交付を受けている場合は、軽自動車で減免を受けることができません。 ※毎年度の申請が必要です。毎年納期限の7日前までに税務課へ申請してください。	

NHK放送受信料の減免**【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】**

障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯で、下記の対象に当てはまる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。

全額免除	同一世帯に障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方がいて、世帯全員が町民税非課税の世帯
半額免除	①世帯主が、視覚又は聴覚による身体障害者手帳をお持ちの世帯 ②世帯主が、重度の障害者手帳（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）をお持ちの世帯

有料道路通行料金の割引**【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】**

自ら運転をする身体障がい者、または心身障がい者が同乗して認められた車を介護者が運転する場合に、有料道路の道路通行料を半額割引する制度です。

対 象 者	①本人が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方 ②介護者が運転する場合は、身体障害者手帳「第1種」または療育手帳「A」をお持ちの方
-------	--

雫石町指定相談支援事業所**【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】**

町では総合福祉課窓口のほかに、次の3つの事業所に相談支援事業の実施を委託しています。

障がい者本人、ご家族などの相談に専門スタッフが対応できる体制が来ていますのでご利用ください。

事業所名 (専門障害)	所在地	電話番号
もりおか自立支援ブラザ (身体・知的・精神)	盛岡市三本柳 13-42-1	632-1331
太田の園 (盛岡広域圏障害者地域生活支援センター) (知的)	盛岡市本町通 3 丁目 19-1	605-8822
ソーシャルサポートセンターもりおか (精神)	盛岡市本町通 1 丁目 9-14	651-6271

雫石町障がい者虐待防止センター**【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】**

障害者虐待防止法の施行により、町では雫石町虐待防止センターを設置し、障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談・通報を受け付けています。また、夜間も虐待通報用電話（緊急時）を設置しています。地域や家庭内で虐待などの疑いがあれば、下記までご連絡をお願いします。

平 日 (8時30分～17時15分)	雫石町虐待防止センター（町役場総合福祉課内） ☎ 019-692-6473 FAX 019-692-1311
上記以外 土日祝祭日・夜間	雫石町障がい者虐待通報用電話 ☎ 080-2841-6038

雫石町障害者相談員

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

雫石町では身体障害者相談員3名、知的障害者相談員2名を障害者相談員として委嘱し、より身近な支援者として活動していただいています。

＜身体障害者相談員＞

とくだ 徳田 ヤエ	雫石町七ツ森 94 番地 88	☎692-3816
こしとまろ あきお 小志戸前 昭夫	雫石町御明神堂前 132 番地	☎692-1808
かみもりあい まさなお 上森合 正直	雫石町長山松木 94 番地 46	☎692-5423

＜知的障害者相談員＞

ささき ゆりこ 佐々木 百合子	雫石町中沼 65 番地 2	☎692-0292
たかはし のりこ 高橋 紀子	雫石町西安庭第 31 地割 10 番地 10	☎692-5877

※今後、障害者相談員に変更があったときは、町広報誌などによりお知らせします。

障がい者の制度利用に関わる相談

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

身体障がい者等の福祉サービスについて、制度説明や適切なサービスについての相談を随時受け付けています。ご家族からの相談でも対応します。お気軽にご相談ください。

対 象 者	各種障害者手帳を所持している方やそのご家族
-------	-----------------------

雫石町精神保健訪問事業

【健康子育て課 ☎692-2227】

心に悩みを抱えて暮らす町民の相談に応じ、必要な福祉サービス、医療等につなげるなど、地域で安心、安定した生活を送ることができるよう家庭訪問等を行います。利用には、事前に申請が必要になります。

対 象 者	町内に住所を有する、心の悩みや不安を抱えて暮らす人やその家族
内 容	対象者への訪問支援、相談等
利 用 料	無料

町内関係団体の紹介

団体名	対象者	活動内容等	お問い合わせ先
雫石町身体障害者福祉協会	町内に居住する身体障がい者	町内の身体障害者手帳保持者で組織され、会員同士で情報交換する機会を提供しています。また、各種大会への参加や広報・パンフレットの発行など、障がい者福祉の啓蒙活動も行っています。	協会会長宅 ☎692-4626 692-3270
雫石町手をつなぐ親の会	知的障がい者の家族や支援者など	知的障がいのある方が、地域社会の中で人間として豊かな生活が保障されることを願って組織され、福祉作業所「かし和の郷」を設立するなど、障がい者福祉の増進のために活動しています。	親の会事務局 (かし和の郷内) ☎691-1230
しずくの会 (精神障がい者家族会)	精神の病気を持つ方のご家族	精神障がいを持つ方の家族がお互いに協力し、励まし合いながら元気になることを目的とし、学習会や交流会を行っています。	健康子育て課 ☎692-2227
たんぼぼの会 (精神障がい者生活教室)	町内に居住する精神障がい者で、日常生活上の援助が必要と認められる方	勉強会・調理・レクリエーション等のグループ活動(月2回)を通して、社会復帰のための生活訓練を行っています。	健康子育て課 ☎692-2227
うぐいすの会 (精神保健ボランティア)	精神保健福祉に関心がある方	精神障がい者の憩いの場(一休さん)を開催するほか、行事などにも参加して精神障がい者と交流しています。 ★一休さん★(精神障がい者の憩いの場) 精神障がい者が誰でも自由に集い、地域での生活が楽しめるようにお手伝いしています。うぐいすの会(精神保健福祉ボランティア)が月1回開催しています。	健康子育て課 ☎692-2227
やまびこ会 (傾聴ボランティア)	傾聴ボランティア養成講座修了者	身近なところで悩みや相談を寄り添い聴くことにより、孤独を感じさせない地域づくりをめざして活動をしています。 ★話っこするべ★ やまびこ会(雫石町傾聴ボランティア)が月2回程度開催している、お話を聴く場です。話の内容が他の人に漏れることはありません。家庭訪問等での個別相談にも随時対応しています。	健康子育て課 ☎692-2227

町内関係機関、施設の紹介

施設名等	概 要
雫石町健康センター (健康子育て課)	医師や保健師による相談や精神障がい者生活教室の実施、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の手続きを行っています。また、ご希望に応じ家庭訪問も行っています。 住所：雫石町万田渡 74-1 ☎692-2227
雫石町総合福祉センター (雫石町社会福祉協議会)	福祉全般の相談お出かけ援助サービス、ちょい助事業等を実施しています。生活福祉資金貸し付けに関する相談、手続きも行っています。 住所：雫石町千刈田 82-2 ☎692-2230
うぐいすの郷 (社会福祉法人 康済会)	障害者支援施設として入所支援・短期入所の他、町委託の地域活動支援センター事業も行っています。 住所：雫石町西安庭 26-130-1 ☎692-5888
希望ヶ丘学園、子ども支援発達センターのぞみ (社会福祉法人 のぞみ会)	障害児（者）施設として入所支援の他に、児童デイサービス・短期入所や町委託の日中一時支援事業等を行っています。 住所：雫石町板橋 25 ☎692-0198
雫石町福祉作業所かし和の郷 (NPO 法人 かし和の雫) 【就労継続支援 B 型事業所】	菜の雫（菜種油）生産や BDF 精製作業のほか、障がい者が地域で働く場の提供と職業訓練を行っています。 住所：雫石町千刈田 76-3 ☎691-1230
モリファームサービス (株式会社 モリファーム) 【就労継続支援 A 型事業所】	野菜などの農産物の生産を中心に、障がい者の働く場の提供を通して地域福祉活動や就労支援に取り組んでいます。 住所：雫石町長山猿子 103-5 ☎681-4032
ワークサポートなかまち (社会福祉法人 結和会) 【就労継続支援 B 型事業所】	高齢者施設の清掃や事業所内での活動を提供し、働くうえで必要な知識や能力を高め、就労へ向けて支援を行っています。 住所：雫石町源大堂 50-6 ☎601-6806
グローアップ (株式会社 モリファーム) 【就労継続支援 B 型事業所】	事業所内での様々な作業を通して、働くうえで必要な知識や能力を高め、地域での生活や活動への支援を行っています。 住所：雫石町長山梶 62 ☎070-4310-6838
グループホームかみまち (社会福祉法人 結和会)	就労や日中活動を行っている障がい者に、食事の提供や、夜間を含めた日常生活の支援を行っています。 住所：雫石町上町東 11-5 ☎601-6125
グループホーム ナナ・ナー・モエ (株式会社 サンメディカル)	就労や日中活動を行っている障がい者に、食事の提供や、夜間を含めた日常生活の支援を行っています。 住所：雫石町七ツ森 164-25 ☎692-6550
グループホームかし和の家 (NPO 法人 かし和の雫)	就労や日中活動を行っている障がい者に、食事の提供や、夜間を含めた日常生活の支援を行っています。 住所：雫石町小日谷地 78-1 ☎691-1230

5. その他の支援・相談

災害時避難行動要支援者支援制度

【総合福祉課地域福祉係 ☎692-6472】

障がい者や高齢者など災害時の避難等に支援が必要な方（災害時避難行動要支援者）が地域で安心して暮らすことが出来るように、あらかじめ、行政・自主防災組織・近隣支援者等による要支援者の避難誘導、救護・救助支援活動、安否確認等の支援体制を整える制度です。

対 象 者	①身体障害者手帳1級または2級を所持する方 ②療育手帳Aを所持する方 ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 ④65歳以上の一人暮らしの方 ⑤65歳以上のみの世帯の方 ⑥介護保険制度による要介護状態区分が要介護3～5の認定を受けた方 ⑦難病患者 ⑧前各号に掲げる者（児）以外の支援が必要な方
-------	---

利用には登録が必要です。詳しくはお住まいの地区担当民生委員又は総合福祉課までお問い合わせください。

国民年金保険料の免除・猶予・特例

【町民課国保年金係 ☎692-6478】

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、各種免除・猶予措置があります。

種 類	内 容	申請に必要なもの
免除申請	経済的な理由などにより保険料の納付が困難な場合は免除を申請し、承認されると保険料の全額またはその一部（半額・4分の3もしくは4分の1）が免除されます。	・失業などによる申請の場合は、「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」など
納付猶予	50歳未満の第1号被保険者が経済的な理由などにより保険料の納付が困難な場合は、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。	・失業などによる申請の場合は、「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」など
学生納付特例制度	学生も20歳になると国民年金に加入しなければなりませんが、在学中のために保険料の納付が困難な場合は、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。	・学生証（コピー可）または在学証明書（原本）

※本人以外が手続きを行う場合は、印かんが必要です。

生活保護制度

【総合福祉課障がい福祉係 ☎692-6473】

生活保護とは、次のようなあらゆる手をつくしても自分の力で生活することができない時に、国がその程度に応じて生活費（生活保護費）を支給するとともに、自立した生活ができるように手助けをするものです。

- 働ける人は、年齢や体の状態に応じて働くこと。
- 生活に必要な無いものは、処分して生活費に当てること。
- 貯金や生命保険があるときには、まずこれを生活費に当てること。
- 親子、兄弟姉妹などからできる範囲で援助してもらう。
- 他の法律による給付を受けることができるときは受けること。
（たとえば、各種年金、各種手当など）

詳しくは、総合福祉課までお問い合わせ下さい。

助け合い資金貸付事業

【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】

町内在住の収入が少ない世帯を対象に、応急的な資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、貸付事業を行っています（限度額 6 万円）。

生活福祉資金貸付制度

【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】

低所得世帯、高齢者世帯および障がい者世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を確保するため、必要な資金の貸付を行っています（一部生活保護世帯も利用可）。

主な貸付資金種類

- 教育資金
- 技能取得費（自動車免許取得など）
- 福祉用具購入費
- 災害を受けたことによる臨時必要経費
- 住宅改修費 等

※貸付の所得基準があります。

※貸付資金種類により貸付上限額と返済期間の違いがありますので、詳しくは雫石町社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

消費生活相談窓口

【総合福祉課地域福祉係 ☎692-6472】

借金・多重債務、悪質商法被害など消費生活相談窓口を下記のとおり設置しています。また、消費者啓発の出前講座なども行なっていますので、どうぞご利用ください。

相談窓口	電話番号	開設時間
雫石町総合福祉課	692-6472	平日の午前8時30分～17時15分
盛岡広域消費者110番	624-4111	平日の9時～16時

※出前消費者講座等（無料）については、盛岡市消費生活センター（☎604-3301）までお問い合わせください。

民生委員・児童委員、主任児童委員

【総合福祉課地域福祉係 ☎692-6472】

【事務局 雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された無報酬の非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っているほか、住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役として活動しています。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援をしています。

「主任児童委員」は、児童に関することを専門的に担当しており、民生委員・児童委員や教育機関等と連携して、町内の児童福祉に関する相談や活動を行っています。

町内では、57名の民生委員・児童委員、3名の主任児童委員が活動しています。

お住まいの地区の担当民生委員及び主任児童委員については、上記担当までお問い合わせください。

人権擁護委員

【総合福祉課地域福祉係 ☎692-6472】

人権擁護委員は、市町村の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を要していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員は、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道関係者、弁護士など様々な分野から選ばれ、全国で約 14,000 名、町内では 6 名の方が、法務局・地方法務局の職員とともに人権侵害事件の調査処理、人権相談および人権啓発活動などを行っています。

雫石町人権擁護委員			
氏 名	行政区	氏 名	行政区
あべ なおき 阿部 直樹	安 庭	はやし しゅういちろう 林 秀 一郎	駅 前
くまがい さちこ 熊谷 幸子	上町三	まつき さとこ 松木 里子	林 崎
だかわら まさこ 高村 正子	中 島	すずき ゆたか 鈴木 豊	晴 山

※令和3年9月1日現在。今後、人権擁護委員に変更があれば、町広報誌などによりお知らせします。

【特設人権相談所】

家庭内の問題（夫婦、親子、相続）や子どもの問題、人権の問題等、毎日の生活の中で「これは人権上問題ではないだろうか」と感じたり、法律上どのようになるのかよく分からなくて困ったことはありませんか。心配ごと、困りごとなどがありましたら何でも特設人権相談所にご相談ください。相談は無料で秘密は堅く守られますので、お気軽においでください。

開 設 日	3 月、6 月、9 月、12 月の第 3 金曜日
時 間	午後 1 時～午後 3 時
場 所	雫石町総合福祉センター 研修室

※特設相談所のほか、人権擁護委員が常時相談を受け付けています。

心配ごと相談所

【雫石町社会福祉協議会 ☎692-2230】

法律に関すること、人権、障がいや介護、子育て、就労、生活困窮等、日常生活で抱える悩みなど総合的な相談窓口として、心配ごと相談所を開設しています。弁護士、障がい相談専門員、人権擁護委員、ケアマネ、生活困窮専門相談員、心配ごと相談員等が様々な相談に応じます（無料）。

開 設 日	おおむね毎月最終水曜日 ※開催日は町民カレンダーへ掲載しています。
時 間	午後 1 時 30 分～午後 4 時 ※弁護士と障がい相談専門員への相談は要予約
場 所	雫石町総合福祉センター

仕事のことやお金のことなど、暮らしのことで悩んでいる方を対象として、相談を受け付けています。一緒に考え、各関係機関と連携をとりながら、問題解決に向け支援を行っています。

相 談 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
いわて県央生活支援相談室	盛岡市三本柳 8 地割 1-3	637-4473
町 総 合 福 祉 課	雫石町千刈田 5 番地 1	692-6473
町 社 会 福 祉 協 議 会	雫石町千刈田 82 番地 2 (雫石町役場となり)	692-2230

●出張相談日

毎月 1 回、いわて県央生活支援相談室の相談員が、雫石町にて出張相談を行いますのでご利用ください。

開 設 日	おおむね毎月最終水曜日
時 間	午後 1 時 30 分～午後 4 時
場 所	雫石町総合福祉センター

障がい程度別該当制度一覧

障がいの種別・等級			制 度	日 常 生 活 の 援 助												各 種 軽 減									
				自立支援給付			地域生活支援事業									リ 送 フ ト 迎 付 サ ー ビ ス による	駐 車 禁 止 の 対 象 除 外	ひとにやさしい駐 車場利用証制度	在宅 酸 素 療 法 の 助 成	J R 等 運 賃 の 割 引	民 営 バ ス 運 賃 の 割 引	航 空 運 賃 の 割 引	フ ェ リ ー 旅 客 運 賃 の 割 引	有 料 道 路 通 行 料 金 の 割 引	タ ク シ ー 運 賃 の 割 引
				介 護 給 付	訓 練 等 給 付	補 装 具 費 の 支 給	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	日 中 一 時 支 援	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 支 援 事 業	自 取 得 車 費 運 転 免 許 成 立	自 等 動 車 改 造 ・ 助 購 入 費 成	日 常 生 活 用 具 の 給 付 ・ 貸 与	重 訪 問 入 浴 サ ー ビ ス 等	福 祉 タ ク シ ー 券											
身体障害者手帳	視 覚	1	○	○	○	○	○	○			○		△	社会福祉協議会にお問い合わせください。	○	○	医療費助成対象外の者等 (呼吸器機能障害)	○	○	○	○	○	○		
		2	○	○	○	○	○	○			○		△		○	○		○	○	○	○	○			
		3	○	○	○	○	○	○			○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	
		4	○	○	○	○	○	○			○				△	○		○	△	○	○	○	○	○	
		5	○	○	○	○	○	○			○							○	△	○	○	○	○	○	
		6	○	○	○	○	○	○			○							○	△	○	○	○	○	○	
	聴 覚 ・ 平 衡	2	○	○	○	○	○	○	○		○		△		○	△		○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○		○				○	○		○	△	○	△	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○		○					△		○	△	○	○	○	○	○	
		5	○	○	○	○	○	○			○					△		○	△	○	○	○	○	○	
		6	○	○	○	○	○	○			○							○	△	○	○	○	○	○	
		音 声 言 語	3	○	○	○	○	○	○		○		○							○	△	○	○	○	○
	4		○	○	○	○	○	○		○		○							○	△	○	○	○	○	
	肢 体 不 自 由	1	○	○	○	○	○		○	△	○	△	△		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○		○	△	○	△	△		△	○		○	△	○	△	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○		○		○				△	△		△	○	△	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○		○		○					△		△	○	△	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○				○							△	○	△	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○				○							△	○	△	○	○	○	○	○
	内 部 等	1	○	○	○	○	○		○		○		△		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○		○		○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○		○		○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○		○		○					○		○	○	△	○	○	○	○	○
療育手帳	A	○	○	○	○	○				○		△	○	○		○	○	△	○	△	○				
	B	○	○	○	○	○				○						○		△	○	△	○				
精神障害者 保健福祉手帳	1	○	○	○	○	○				○		△	○	○		IGR・三鉄は割引あり	○	○	○	○	△	△			
	2	○	○	○	○	○				○		△					○	○	○	○	△	△			
	3	○	○	○	○	○				○							○	○	○	○	△	△			
難病(359疾患)			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△												
担 当 課			福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	社	警	県福	福	※	※	※	※	福	※			

○が該当、△は一部該当です。ただし、制度によって年齢、所得(課税状況)、障がい等級(程度)等により制限がありますので、詳しくは担当課にお問い合わせください。

[illegible]

担当課・機関
問い合わせ先

町 … 町民課
電話 692-6400

福 … 総合福祉課
電話 692-6473

年金 … 盛岡年金事務所
電話 623-6211

健康子育て課(健康センター)
電話 692-2227

県保 … 岩手県県央保健所
電話 629-6569

社 … 雫石町社会福祉協議会
電話 692-2230

税 … 税務課
電話 692-6402

警 … 盛岡西警察署(交通課)
電話 645-0110

県福 … 盛岡広域振興局
(保健福祉環境部)
電話 629-6568

県税 … 盛岡広域振興局(税務部)
電話 651-3111

※詳しくは関係機関にお問い合わせください。

雫石町保健・医療・福祉マップリスト

地区	No.	施設名	所在地	電話番号	設 備
雫石	1	雫石町役場	雫石町千刈田5番地1	692-2111	
	2	健康センター（雫石診療所含む）	雫石町万田渡74番地1	692-3155	
	3	中央公民館	雫石町上曽根田114番地	692-4181	
	4	雫石公民館	雫石町源大堂71番地5	692-3458	
	5	総合福祉センター	雫石町千刈田82番地2	692-2230	
	6	アルペン広場	雫石町千刈田地内		
	7	さわやかトイレ	雫石町上町南地内		
	8	しずく×CAN	雫石町上町南19番地19	692-6282	
	9	総合運動公園	雫石町高前田104番地	692-5500	
	10	JR雫石駅	雫石町寺の下46番地3	692-2218	
	11	雫石郵便局	雫石町上町東18番地	692-0001	
	12	岩手銀行	雫石町中町12番地	692-2121	
	13	北日本銀行	雫石町柿木67番地	692-5400	
御所	14	御所公民館	雫石町西安庭第40地割48番地9	692-2214	
	15	御所郵便局	雫石町西安庭第31地割1番地4	692-2742	
	16	町民憩の家郷宿集会所	雫石町郷宿第6地割25番地20	695-2545	
	17	伝統文化保存伝承交流センター	雫石町南畑第12地割93番地2	695-2033	
	18	乗り物広場	雫石町西安庭第11地割7番地4	692-4855	
	19	ファミリーランド	雫石町西安庭第32地割113番地	692-4874	
	20	町場地区園地	雫石町西安庭町場地区地内	692-6011	
	21	老人憩の家郷宿荘	雫石町郷宿第10地割21番地26	695-2526	
	22	歴史民俗資料館	雫石町西安庭第15地割39番地7	692-3942	
西山	23	網張ビジターセンター	雫石町長山小松倉1番地2	693-3777	
	24	網張温泉ありね山荘	雫石町長山小松倉13番地7	693-3232	
	25	玄武洞さわやかトイレ	雫石町西根高倉山国有林地内		
	26	滝ノ上園地休憩所さわやかトイレ	雫石町滝ノ上地内		
	27	西山公民館	雫石町長山西寄内95番地1	693-3321	
	28	岩手西山郵便局	雫石町長山中上80番地10	692-2542	
	29	県営屋内温水プール	雫石町長山夫婦石38番地4	693-3751	
御明神	30	道の駅雫石あねっこ	雫石町橋場坂本118番地10	692-5577	
	31	御明神郵便局	雫石町上野片子1番地10	692-2923	
	32	御明神公民館	雫石町上野上野沢5番地	692-3228	

凡例 ：多機能トイレ ：車いす用トイレ ：オストメイト用トイレ ：オムツ替え台

：車いす用駐車場 ：スロープ ：点字ブロック ：エレベーター ：AED

：ひとにやさしい駐車場（詳しくは2ページをご覧ください）

雫石町保健・医療・福祉マップリスト（福祉施設等）

●介護保険サービス提供事業所等

No.	事業所名	サービス種別等	所在地	電話番号
33	雫石社協指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	雫石町千刈田82番地2	692-2230
34	篠村医院	通所リハビリ	雫石町寺の下105番地12	692-5151
35	J Aライフサポート雫石指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	雫石町町裏75番地1	692-6150
	J Aライフサポート雫石指定通所介護事業所	地域密着型通所介護		
36	松寿荘指定訪問介護事業所	訪問介護	雫石町七ツ森16番地37	692-2511
	養護老人ホーム松寿荘	養護老人ホーム(措置入所のみ)		
37	介護老人保健施設はーとぼーと雫石	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリ	雫石町板橋3番地7	692-3336
	介護老人保健施設はーとぼーと雫石2号館			691-1022
	はーとぼーと雫石指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援		692-3788
	グループホームたんたん	地域密着型（認知症対応型共同生活介護）		
38	ななかまど居宅介護支援事業所	居宅介護支援	雫石町柿木5番地4	656-9078
	リハビリ型デイサービスセンターささこつ	地域密着型通所介護		656-9505
	訪問介護事業所ひまわり	訪問介護		691-1555
	ケアヴィレッジななかまど	サービス付き高齢者向け住宅		656-9505
39	住宅型有料老人ホームななかまど長山	住宅型有料老人ホーム	雫石町柿木5番地3	681-1180
40	デイサービスセンターにこトピア雫石	通所介護	雫石町八卦50番地1	691-2888
41	グループホームしずくいし	地域密着型（認知症対応型共同生活介護）	雫石町西安庭第15地割81番地26	691-1115
42	うぐいすの郷通所介護センター	地域密着型通所介護	雫石町西安庭第26地割130番地1	692-5888
43	特別養護老人ホームおうしゅく	介護老人福祉施設、短期入所生活介護	雫石町鶯宿第9地割67番地1	695-2580
	デイサービスセンターおうしゅく	地域密着型（認知症対応型デイサービス）		695-2587
	居宅介護支援事業所おうしゅく	居宅介護支援		
44	日赤鶯鳴荘指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	雫石町南畑第32地割15番地30	695-2536
	日赤鶯鳴荘デイサービスセンター	地域密着型通所介護		695-2473
	特別養護老人ホーム日赤鶯鳴荘	介護老人福祉施設		695-2131
	日赤鶯鳴荘指定短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護		
45	介護老人保健施設おうしゅく	介護老人保健施設、短期入所療養介護	雫石町南畑第32地割265番地	695-2333
46	雫石町地域包括支援センター	介護予防支援	雫石町千刈田5番地1	691-1105
47	松寿荘指定地域密着型通所介護事業所	地域密着型通所介護	雫石町長山篠川原156番地2	601-9057
48	いわてリハビリテーションセンター	訪問看護、訪問リハビリ	雫石町七ツ森16番地243	692-5800
49	しずくいし訪問看護ステーション心	訪問看護	雫石町万田渡74番地1	681-6502
50	シルバー人材センター		雫石町千刈田82番地2	692-6351
51	松寿荘指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	雫石町上町東5番地	601-7112
52	サービス付き高齢者向け住宅めいの郷	サービス付き高齢者向け住宅	雫石町西根下駒木野41番地2	693-3550

●障がい者支援サービス提供事業所等

No.	事業所名	サービス種別	住所	電話番号
38	訪問介護事業所ひまわり	居宅介護	雫石町柿木5番地4	691-1555
53	障害者支援施設 うぐいすの郷	生活介護、短期入所、施設入所支援、地域活動支援センター	雫石町西安庭第26地割130番地1	692-5888
54	希望ヶ丘学園	短期入所、施設入所支援	雫石町板橋25番地	692-0198
55	雫石町福祉作業所かし和の郷	就労継続支援B型	雫石町千刈田76番地3	691-1230
56	グループホームかし和の家	グループホーム	雫石町小日谷地78番地1	691-1230
57	こども発達支援センターのぞみ	日中一時支援	雫石町板橋25番地	692-0198
58	グループホームかみまち	グループホーム	雫石町上町東11番地5	601-6125
59	グループホームかみまち2号館	グループホーム	雫石町柿木25番地8	601-6125
60	ワークサポートなかまち	就労継続支援B型	雫石町源大堂50番地6	601-6806
61	モリファームサービス	就労継続支援A型	雫石町長山猿子103番地5	681-4032
62	グローアップ	就労継続支援B型	雫石町長山椗62番地	681-4032
63	障がい者グループホーム ナナ・ナー・モエ	グループホーム	雫石町七ツ森164番地25	692-6550

＜次ページへつづ＞

●子育て支援関係施設

No.	保育所名	所在地	電話番号	備考
64	御明神保育所	雫石町御明神高八卦20番地2	692-2315	定員60名
65	西根保育所	雫石町西根大宮136番地9	693-2223	定員45名
66	七ツ森保育園	雫石町板橋104番地1	692-0572	定員80名
67	御所保育園	雫石町西安庭第40地割72番地4	692-3418	定員60名
68	西山保育園	雫石町長山猿子98番地3	693-3322	定員60名
69	雫石保育園	雫石町下町150番地	692-2334	定員80名
70	にじいろ保育園（小規模）	雫石町上野上野沢1番地13	681-8282	定員10名
71	橋場へき地保育所	雫石町橋場安栖野72番地6	—	定員30名
72	大村へき地保育所	雫石町南畑第10地割88番地	—	定員30名
73	地域子育て支援センター	雫石町板橋104番地1（七ツ森保育園内）	692-0722	
74	雫石町児童館	雫石町源大堂72番地1	692-4455	
75	雫石放課後児童クラブ（わくわくクラブ）	雫石小学校	080-1836-9992	
76	御明神放課後児童クラブ（オレンジクラブ）	御明神小学校	090-1493-6536	
77	七ツ森放課後児童クラブ（もりもりクラブ）	七ツ森小学校	090-5848-7534	
78	御所放課後児童クラブ（わんぱくクラブ）	御所小学校	080-1833-0813	
79	西山放課後児童クラブ（なかよしクラブ）	西山小学校	080-1834-5645	

●医療機関

No.	名称	所在地	診療科目	電話番号
2	雫石診療所	雫石町万田渡74番地1	内科	692-3155
34	篠村医院	雫石町寺の下105番地12	外科、胃腸科、肛門科	692-5151
48	いわてリハビリテーションセンター	雫石町七ツ森16番地243	リハビリテーション科、神経内科、整形外科、脳神経外科	692-5800
80	雫石大森クリニック	雫石町千刈田79番地2	胃腸科、外科、肛門科、内科、眼科	691-2345
81	鶯宿温泉病院	雫石町南畑第32地割265番地	内科、循環器科、消化器科、外科、整形外科、麻酔科、リハビリ科、リハビリテーション科	695-2321
82	上原小児科医院	雫石町八卦1番地16	小児科	692-3907
83	篠村泌尿器科クリニック	雫石町寺の下102番地7	泌尿器科	692-1285
84	雫石歯科医院	雫石町上町東1番地5	歯科	692-6288
85	たにふじ歯科医院	雫石町高前田118番地12	歯科	692-1661
86	沼田歯科クリニック	雫石町町裏88番地	歯科	692-5322
87	土樋歯科医院	雫石町千刈田80番地3	歯科	692-1705
88	マキ歯科クリニック	雫石町万田渡45番地3	歯科	692-1102

至雲石スキー場 至玄武：網張温泉

至小岩井農場

至盛岡

至秋田

至秋田

至春木場

至粟十文字盛岡

至御所湖・鶯宿温泉

雲石川園地

雲石大橋

雲石川

鶯宿温泉

雲石駅

雲石小

雲石中

雲石高

谷地

JA

新葛根田橋

総合運動公園
(陸上競技場・野球場)

雲石町健康センター

雲石町役場

雲石町総合福祉センター

雲石町中央公民館
(野菊ホール)・図書館

消防署
雲石分署

八幡宮
(滴石城跡)

堀割

212

R46 雲石バイパス

46

1

38 39

59

9

13

49 2

84

51

58

7

12

60

4

74

10

34

83

69

87

80

55

88

8

75

35

86

1 46

5 33 50

6

3

56

82

85

7

11

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

1	雲石町役場	44	特別養護老人ホーム日赤鷺鳴荘
2	健康センター(雲石診療所含む)		日赤鷺鳴荘指定短期入所生活介護事業所
3	中央公民館	45	介護老人保健施設おうしゅく
4	雲石公民館	46	雲石町地域包括支援センター
5	総合福祉センター	47	松寿荘指定地域密着型通所介護事業所
6	アルペン広場	48	いわてリハビリテーションセンター
7	さわやかトイレ	49	しずくしい訪問看護ステーション心
8	しずく×CAN	50	シルバー人材センター
9	総合運動公園	51	松寿荘指定居宅介護支援事業所
10	JR雲石駅	52	サービス付き高齢者向け住宅めいの郷
11	雲石郵便局	53	障害者支援施設うぐいすの郷
12	岩手銀行	54	希望ヶ丘学園
13	北日本銀行	55	雲石町福祉作業所かし和の郷
14	御所公民館	56	グループホームかし和の家
15	御所郵便局	57	こども発達支援センターのぞみ
16	町民憩の家篤宿集会所	58	グループホームかみまち
17	伝統文化保存伝承交流センター	59	グループホームかみまち2号館
18	乗り物広場	60	ワークサポートなかもち
19	ファミリールاند	61	モリファームサービス
20	町場地区園地	62	クローアップ
21	老人憩の家篤宿荘	63	障がい者グループホーム ナナ・ナナ・モエ
22	歴史民俗資料館	64	御明神保育所
23	網張ビクターセンター	65	西根保育所
24	網張温泉ありね山荘	66	セツ森保育園
25	玄武洞さわやかトイレ	67	御所保育園
26	滝ノ上園地休憩所さわやかトイレ	68	西山保育園
27	西山公民館	69	雲石保育園
28	岩手西山郵便局	70	にじいろ保育園(小規模)
29	県営屋内温水プール	71	橋場へき地保育所
30	道の駅雲石あねっこ	72	大村へき地保育所
31	御明神郵便局	73	地域子育て支援センター
32	御明神公民館	74	雲石町児童館
33	雲石町社協指定居宅介護支援事業所	75	雲石放課後児童クラブ(わくわくクラブ)
34	篠村医院	76	御明神放課後児童クラブ(オレンジクラブ)
35	JAライフサポート雲石指定居宅介護支援事業所	77	セツ森放課後児童クラブ(もりもりクラブ)
36	JAライフサポート雲石指定通所介護事業所	78	御所放課後児童クラブ(わんぱくクラブ)
37	松寿荘指定訪問介護事業所	79	西山放課後児童クラブ(にこにこクラブ)
	養護老人ホーム松寿荘	80	雲石大森クリニック
38	介護老人保健施設はーとほーと雲石	81	鷺沼温泉病院
	介護老人保健施設はーとほーと雲石2号館	82	上原小児科医院
	はーとほーと雲石指定居宅介護支援事業所	83	篠村泌尿器科クリニック
	グループホームたんたん	84	雲石歯科医院
39	ななかまど居宅介護支援事業所	85	たにふじ歯科医院
	リハビリ型デイサービスセンターさざこづ	86	沼田歯科クリニック
	訪問介護事業所ひまわり	87	土樋歯科医院
	ケアウィレッジななかまど	88	マキ歯科クリニック
39	住宅型有料老人ホームななかまど長山		
40	デイサービスセンターにこトピア雲石		
41	グループホームしずくしい		
42	うぐいすの郷通所介護センター		
43	特別養護老人ホームおうしゅく		
	デイサービスセンターおうしゅく		
	居宅介護支援事業所おうしゅく		
44	日赤鷺鳴荘指定居宅介護支援事業所		
	日赤鷺鳴荘デイサービスセンター		

[illegible]